

国土審議会 水資源開発分科会
調査企画部会委員によるヒアリング（第2回）

平成20年12月24日（水）

【西川水資源政策課長】 それでは、定刻になりましたので、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会委員によるヒアリングを開催させていただきたいと存じます。

では早速ですが、開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告申し上げます。まず、委員の出欠状況でございますが、本日は9名の委員の方、ご出席の予定となっております。この中で、あと三村委員、それから古米委員につきましては後ほどご到着と伺っております。

次に、本日もご意見をお述べいただく関係の主体をご紹介させていただきます。水資源に関連する各分野で広い経験を有し、先進的な取り組みを実施されている団体及び全国的な団体から、日程も含めて調整させていただいたところ、本日は農業、河川管理、環境及び水資源の分野から6つの団体の代表者にお越しいただいております。

ご紹介させていただきます。見沼代用水土地改良区参事兼事務局長の坂本様。

【見沼代用水土地改良区（坂本）】 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 明治用水土地改良区総務部総務課長の竹内様でいらっしゃいます。

【明治用水土地改良区（竹内）】 竹内と申します。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 香川用水土地改良区事務局長の鈴木様でいらっしゃいます。

【香川用水土地改良区（鈴木）】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 それから、国土交通省河川局河川計画課の尾澤室長でございます。

【尾澤河川計画調整室長】 尾澤でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 それから、関東地方整備局河川部の常山広域水管理官でいらっしゃいます。

【常山広域水管理官】 常山です。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 愛知県環境部水地盤環境課長の藤野様でいらっしゃいます。

【愛知県（藤野）】 藤野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 福岡県県土整備部水資源対策課長の船津様でいらっしゃいます。

【福岡県（船津）】 船津でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 ありがとうございます。

なお、本日の会議は公開で行っておりまして、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても、各委員及び関係主体の皆様にご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様方におかれましては、会議中の発言はご遠慮願います。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、ここからの進行は虫明部会長によりよろしくお願いいたします。

【虫明部会長】 虫明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の議事に入ります。今回ヒアリングの対象とさせていただきました皆様には、ご多用中のところお越しくございましたことに対して、深く感謝申し上げます。

今回のヒアリングは、本年10月に調査企画部会より公表した「中間とりまとめ」について関係主体からご意見をお聞かせいただき、いただいたご意見を参考にして中間とりまとめの内容について精査、深化を図り、最終とりまとめに反映するためのものがございます。各関係主体からご意見を伺った後、各委員から各関係主体に質疑を行い、委員と関係主体との間で活発な意見交換を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は6団体いらっしゃいますので、意見発表・質疑をまず最初に農業分野の3団体について行い、その後それ以外の分野の3団体について行うというように、2つに分けてやりたいと思います。そして、最後に全体で質疑・意見交換をする機会を持つことにいたします。

それでは、事務局からヒアリングの進め方について説明をお願いいたします。

【廣木水資源調査室長】 資料3をごらんいただけますでしょうか。「ヒアリングの趣旨と進め方について」でございます。

この資料3にございますように、ヒアリングの趣旨といたしましては、お手元にごございますように、「総合水資源管理について」の中間とりまとめにおきまして、この総合水資源管理の具体化に向けては、関係する主体の方々の意見を幅広く聞きながら、概念や内容を精査していく必要があるとしてございます。

このために、中間とりまとめの内容につきましては、第一線でご活躍され、水資源管理にかかわっておられる関係主体の代表者の方々と直接委員の方々とで意見交換をいただきまして、その中間とりまとめの内容について精査と深化を図っていただきまして、最終取りまとめに反映するというのが本ヒアリングの目的でございます。

このヒアリングでは、きょうご出席の委員の方々から主な関係主体に対して意見聴取を行うということで、2回に分けて実施するものでございます。今回は2回目でございますけれども、ちなみに、第1回目は今月の8日に、上下水道関係の団体の方々のヒアリングを実施してございまして、東京、大阪、愛知、横浜といったところの上下水道の自治体の皆様、それから日本水道協会という、水道に關します全国団体の代表の方にヒアリングをさせていただいているところでございます。

本日の第2回のヒアリングでございますけれども、対象団体といたしまして、先ほどご紹介のございました農業分野・河川管理分野・環境分野・水資源分野の方々からいろいろとご意見を伺って、意見交換を行うということでございます。

このヒアリングの進め方につきましては、先ほど会長のほうからお話がございましたけれども、農業分野からそれぞれ10分程度のご意見発表をいただきまして、それから意見交換をさせていただき、次に河川・環境・水資源分野、お三方から意見発表をいただきまして、また意見交換をし、そしてその後、全体質疑・意見交換をさせていただきたいと考えてございます。その中身につきましては、各団体からそれぞれご自由に10分程度で意見や提案を述べていただきます。その後に意見交換を予定してございます。

また、今後の予定でございますけれども、こうしたヒアリングの結果や中間とりまとめに対する国民からの意見をお聞きしたところでございますので、その結果を部会におきまして中間とりまとめの内容精査ということでご議論いただき、最終的なとりまとめを行うということでございます。

ちなみに、次のページに資料4がございます。これは、事務局から事前にご送付させていただきました質問事項のペーパーでございますけれども、農業分野・河川管理分野・環境分野、それぞれご意見でこういうところをお伺いできればというポイントを書いたものでございます。顕在化している水資源の課題についてどう考えるか。あるいは温暖化への対応、総合水資源管理の全体的なコンセプト、それから中間とりまとめで提示しております流域総合水資源管理基本計画を策定することについてどのように考えるか。あるいはその基本計画の内容について、ポイント、ポイントでどのようにお考えになっておられるか。

あるいは、それを策定また実施を協議する場として流域総合水資源管理協議会ということが提言されてございますけれども、これへのご意見。あるいは、そういったものの前提としていろいろな情報・良質な水の情報について把握し、関係者間で共有するといったようなことについてのご意見。こういったことをそれぞれの分野につきましてお伺いしたいと考えてございます。ご確認いただければと思います。

事務局の説明は以上でございます。

【虫明部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、関係主体からの意見発表に移りたいと思いますが、議事次第にありますように、見沼代用土地改良区、明治用水土地改良区、香川用水土地改良区の順番でご発表いただき、議論したいと思います。

それでは、見沼代土地改良区の坂本さん、よろしくお願いたします。

【見沼代用土地改良区（坂本）】 ただいま紹介にあずかりました、見沼代用土地改良区事務局長の坂本でございます。日ごろ調査企画部会委員の先生また国土交通省の皆様には大変お世話になっておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

発言の場をいただきましたので、改良区の職員といえますよりも、現在の厳しい農業環境の中で必死に生きている農家の意見として述べさせていただきますので、失礼な発言もあるかと思いますが、どうぞお許してください。

【虫明部会長】 どうぞお座りになってください。

【見沼代用土地改良区（坂本）】 では、座ったまま述べさせていただきます。

まず、1の「顕在化している水資源の課題」についてどのように考えるかでございますが、初めに、農業用水ということで課題と歴史について少し述べさせていただきます。

用水の現場に参りますと農家以外の人とよく話すことがあるのですが、皆さん、河川とか道路が公共管理されているのに比べて、農業施設の管理が農業者負担であることを知らずに、農業用水の管理はお役所仕事だと思っている人が多いようです。しかも、多面的機能についても十分理解されていないことが現実でございます。

水田は個人所有でありながら、河川の洪水調節を受け持っております。洪水時には雨水をためて災害防止に貢献し、水田に張った水は地下水や河川にゆっくりと還元させております。堤防で囲んで、一刻も早く、1センチでも水位を低くして海へ流出を考えた治水に比べて、水争いとか改修の歴史を積み重ねながら、反復利用というすばらしい水利秩序を形成して、貴重な水資源の高度利用を構築しているのが農業用水ではないかと考えており

ます。

その管理主体ですけれども、幕府直轄の時代もございましたが、現在は農家への賦課金を主財源として経営する土地改良区がほとんどでございます。賦課金については別添の資料がございます、後でゆっくり見ていただきたいと思います。ここに書いてあります。

「見沼代用水土地改良区の概要」に入っておりますが、見沼代用水土地改良区の場合に、1平方メートルあたり4円。1ヘクタールの水田を持っていますと4万円という賦課金がかかります。私の住んでいる別の土地改良区では、1ヘクタール10万円にもなる賦課金を納めております。うちの家計では、上水道より高い金を支払っているわけでございます。

水資源の共用施設の管理費は水量割りですとか目的割りという場合が多いのですけれども、これは非常に農業者につらい、重い負担がのしかかっております。費用対効果の面でいいますと、受益人口割りだとか効果割りと考えるのが筋ではないかと考えております。

水田農業が盛んな時代は、農業の営みが河川や地下水を安定させていましたが、高度経済成長による都市化の波が水田をつぶし、地下水を奪い、地盤沈下や河川汚濁を招いております。水資源の課題として、日本の農業とか農地についてももっと真剣に議論していただけないかと考えております。

これから個別の課題に移ります。①「施設の老朽化の進行等による施設機能低下リスクの増大」でございますが、農業水利施設はリスクという観点からは、河川施設・水道施設等の他用途施設に比べて優先順位が劣るものと位置づけされるおそれがございます。それは人口の集中、それから地域から比較的遠く、事故の影響範囲も狭いと判断されるからでございます。その一方で、水系単位の総合水資源管理協議会は、食料自給率確保の観点から評価を行うインセンティブがないことが問題であります。農業用水につきましても、農業用水合理化等でパイプラインが普及しまして、時代によっては上水道と同様に石綿セメント管が使われております。現在、補修部品が少ないとかいうことで、布設替えを希望しておりますが、現在の厳しい水田農業の時代、農家負担では改修工事ができないということで、破損をしてから大規模な復旧工事を行っている状態でございます。地震対策としても防災事業並みの補助が必要ではないかと考えております。

また、②「大規模地震等による供給等の障害リスクの増大」ということでございますが、別の見沼代用水の資料に「見沼代用水路と井澤弥惣平衡の技術」というものがあります。これによりまして、利根大堰に始まって元荒川とか綾瀬川の伏越等、河川関連施設の耐震性の対応等が必要となりますが、占用工作物でありましても河川施設として公費によって

補修をしていただけないかと考えております。

次に、③「安全でおいしい水、豊かな環境への要請」でございますが、農業用水は、都市周辺に残された貴重な水辺として沿川住民に高く評価されております。資料といたしまして、「水土里ネット見沼代用水が、関東地方大賞を受賞」ということで、【21世紀土地改良区創造運動の取り組み】というのがございます。これを参考にさせていただきます。沿川住民のため、例えばホタルの幼虫を育てたり、子供たちのカヌー体験、小学校の勉強ですとかいろんなものを行っているほか、一般の人の参加ということで見沼用水沿いのウォークなどを計画しております。

そういうことで、沿線住民が近づきたくない汚濁された排水河川に比べて、水辺にぜひ近づきたいとか、子供と一緒に水遊びをしたい、それには景観上もフェンスが邪魔だから取ってくれないかなんていう話もありますが、とても安全管理の責任をとらされるということがありまして、やむなくフェンスを設置しているのが農業用水でございます。

埼玉県は東南部の河川は山地水源を持っておりませんので、水田からの還元水が水源となっております。水田は浮遊物を沈殿させたり、米によって窒素分を除去したり、また、太陽光による殺菌ですとかバクテリアによる分解等、水質改善に大きな効果がございます。したがって、非かんがい期の中小河川の水質は家庭雑排水が主となって、水質悪化が顕著となっております。現在実施されております冬期の試験通水は、綾瀬川の水質ワースト1を脱却させる等、水質改善効果が大きく評価されております。非かんがい期に利根川から雑排水の流入を抑えながら、自然流下方式により最少コスト・最少のエネルギーで東京都境まで送水できる農業用水は、まさに地域環境用水として、人間の生活空間環境だけでなく、鳥類、魚貝類、ホタル等の水生生物の生息環境保全施設としても存在価値が高まっております。

次に、④「水系全体で見る課題の残る施設配置と利用」、それから⑦「水資源をはじめとする流域の保全」でございます。日本農業の基礎体力の衰退、米価の下落による新規就農者の減少ですとか高齢化とか、耕作放棄地等の悪循環となっております。そのほか、都市化による苦情の増加、農業者負担による維持管理の限界、都市住民の付加価値ニーズに対する対策等、改良区の経営は非常に厳しくなっております。都市化に伴う降雨時の地区内排水の流入によりまして、農業用水といえども排水管理の煩雑さがございます。それから、遠方の監視だとか操作施設の更新等に伴う費用の増加と厳格な操作規定、地元の調整が新たな課題となっております。

受益地の都市化に伴う水質悪化と安全・安心な食料生産基盤である農地・水の確保、改善対策も必要となっております。見沼代用水につきましては、かつては関東の大宮台地の雑木林に覆われた関東ローム、赤土のすそ野からわき水となって見沼代用水に流入していた、そういう地下水も使っていたわけなのですが、現在は都市化・住宅化の進行によりまして、アスファルトですとかコンクリートですとかでできた道路側溝を通じて、大雨になりますと地下水ではなくて地表水として道路を越えたり堤防を越えたりして滝のようになって短時間に見沼代用水に流出してまいります。都市化に伴う流出増は、都市施設として都市住民が費用負担すべきであります。土地改良区がその維持管理に努めております。流域保全効果分というのは公費でなんとか負担していただきたいと考えております。

次に、2の「温暖化への対応の必要性」についてどのように考えるかでございます。昭和30年代後半よりの高度経済成長、平成初期のバブル景気に伴い農地の宅地化が進み、都市部にヒートアイランド現象があらわれてまいりました。豊かな食生活へ移行し、主食である米の消費減少により減反政策がとられ、現在は30とか40%に達しております。その中で、農家は水田を耕作放棄等はせずに、国民に安全で安心な食料を安定的に供給する場として良好な状況で毎年、維持管理し続けております。使わなくてもトラクターで耕うんして、三番耕と称し冬中に3回4回耕して、それが水をためる保水機能として役立っております。そういうことから国土保全の作業者ではないかとも考えられます。

人口減少と技術開発によって、将来の水需要が減と予想されております生活用水だとか工業用水に比べて、温暖化により蒸発散量が増加したり、世界的な食糧及び水不足時代の到来で、バーチャルウォーターを国内生産に置きかえた場合などを考えますと、農業用水の需要増加が考えられます。水田の気温抑制効果はマイナス5℃ともいわれております。温暖化防止効果は非常に大きいものがあります。環境効果としての地域資源である農業施設に対しまして、国レベルの保全措置が必要であります。

また、水資源を雪解け水に依存している地域においては、地球温暖化対策として山地のダムのほか、水田の多面的利用の一つであります貯留機能を付加した弾力的ダム管理基準の検討が必要と考えております。中間取りまとめの参考資料がございますが、4ページ、2. 温暖化への対応の必要性というのがございまして、右側に「温暖化後の河川流出量の状況（想定）」というのがございます。これによりまして、河川の流出量が1月から4月過ぎまで無効放流が発生するというような形が出ております。その後「代かき期が早まった場合でも需要期の流量が不足」、こういうことが書いてあります。下のほうには、7月に

なるとダムが枯渇するというようなシミュレーションがありますけれども、それでしたら、無効放流が発生したグレーのところ、これを先に田んぼにためておけばいいではないか、そうすれば代かき期が早まっても、そのためておいた水でできるのではないかと考えておりました、7月のはじめにダムの枯渇というのは考えにくいのではないかと考えております。

私どもの参考資料に「利根川水系」というのがございます、1枚刷りの両面でございます。裏面に3. ダムの貯水状況というグラフがございまして、青い線が平成19年、これは雪がほとんどなかったとき。赤い線が平成20年で、今年雪が比較的あったということでございます。ここの7月1日に夏期制限容量というのがございますが、これに向かって、大体合わせるような形でダムの水が減っているということがございまして、農家からすれば、この角をなくしていただいて7月1日から8月1日までの間に斜めに制限容量を決めていただければ、1カ月なり15日、随分助かるのではないかと考えております。そういうことで、夏期の制限水位に注目を願いたいと考えております。

それからさらに、野菜とか果物についても生産適地が北上する傾向にございまして、自給率の向上とか、世界的食糧不足の時代に対応できる水資源の確保が重要でございます。

総合水資源管理への転換の必要性でございます。表流水と地下水の組み合わせの前に、表流水管理として治水と利水を徹底的に見直すことにより、効率的な水利用の解析が必要かと思っております。地下水は地下ダムとも考えられますので、非常時用ですとか、今流行の埋蔵金ということで後世に残しておけばよいのではないかと考えております。雨水を一時貯留して地下浸透される管理された水田機能は、高く評価しなければならないと考えております。

次に、3の「総合水資源管理の全体的コンセプトについてどのように考えるか」でございますが、今回の総合水資源管理の真の目的は何か、よく理解できないということでございます。現状問題点を討議しまして、計画策定後、解決のための施策及び予算の確保まで、世論に訴えながら検討するのか、または、農業中心ですけれども、利水者に押しつけるのか。土地改良区としては、特に弱者である農民や集落機能の負担減少につながる施策の展開に期待するものでございます。施策の制定に当たっては、施策実施のための予算を確保した組織を意識したものでないことを祈っております。

現在、水利用の3分の2を占める農業用水についての記述があまりにも少ないと感じております。日本の国の自然は、人工的自然であります水田によって、生態系を含め四季の

自然が保たれておると考えております。健全な水循環を語る上では農地の多面的機能が重要なファクターでございます。国としての基本的な計画策定のためには、国土交通省と農林水産省を始めとする国関係省庁が対等な立場で協議することが必要であると考えております。

次に、4「流域ごとに流域総合水資源管理基本計画を策定することについてどのように考えるか」でございます。河川部におきまして一級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画を策定していますが、流域総合水資源管理基本計画とのかかわりはどのようになるか、また水資源開発基本計画、フルプランでございますが、それとのかかわりはどのようになるか、もう少しお聞きしたいと考えております。長い歴史の中で構築されました水利秩序が埋没してしまう可能性もありまして、地域の実情を優先させるべきであると考えております。

次に、5「基本計画の内容についてどのように考えるか」流域全体の主要な水資源施設、水資源関連施設の老朽化等により損壊・故障した場合のリスク分析の実施、改築・維持管理に係る基本方針、改築事業の記載でございます。農業用水といたしましては、かんがい施設の改築時における対応は容易でなく、一律に定められることに疑義があります。現状と課題の共有が先行されるべきであり、整備より保全に投資する時代であると考えております。農業水利施設を公共施設として災害復旧並みの、農家負担を抑えた公共負担が必要と考えております。

また、水資源施設の効率的運用の中でダム群再編事業の記載がありますが、不特定用水が従来同様に確保されるのかが心配でございます。

また、「渇水調整の基本的な考え方や、渇水時における利水者、流域住民・企業等による緊急対応の記載」でございますが、渇水時の対応につきましては、その都度、利水者による渇水協議会でその対応を決めております。現在でも問題なく対応されておりますので、これ以上の取り決めは必要ないかと考えております。

次に、6「基本計画の策定及び協議の場として、流域における国の地方支分部局、都道府県等の行政主体のほか、利水者の代表等も構成員に加わることが考えられる常設の「流域総合水資源管理協議会」を設けることについて、どのように考えるか」でございますが、常設の協議会を設ける必要性がいまいではないか。一堂に会した協議会で議論をし尽くしたエネルギーが計画策定につながるか、ちょっと疑問がございます。構成員の意見を聞くだけで、反映されないものが多く、強引で一方的な情報説明会とならないかと危惧して

おります。農業用水は地域それぞれに水利秩序がございまして、代表制でなく、個別に意見を聞かなければならないと思っております。

最後に7番でございしますが、「取水量を含む流域内の水の量・質を定量的に把握し、関係者間で共有するとともに、インターネット等で公開することについてどのように考えるか」でございします。農業用水の配分は天候によって大きく左右されます。特に降雨時の取り扱いは千差万別であります。情報は人の操作によっても複雑になり、かつ時間差が激しいので、共有データは河川情報としての既存主要地点の観測値で十分であると考えます。質につきましては、測定の精度ですとか水質改善方策の解析が重要であると考えます。また、農作物につきましては風評被害が心配されることがありますので、データの公開には慎重な取り扱いが必要と考えております。

以上で発言を終了させていただきますが、少々時間オーバーいたしまして申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

【虫明部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして明治用水土地改良区の竹内さん。よろしくお願ひします。

【明治用水土地改良区（竹内）】 明治用水土地改良区の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。重複することもあるかと思いますが、利水者としての意見、そして、特に私どもは渇水調整としての意見を述べさせていただきたいと思ひます。

明治用水土地改良区は、愛知県の中央を流れます矢作川を水源としている明治用水を管理している団体でございします。矢作川の西岸にあります安城市を中心に、豊田、知立、刈谷、高浜、碧南、西尾、岡崎市の西三河8市、現在6,000ヘクタールの農地をかんがいしております。

用水が開削されたのは明治13年、1880年で、来年で130回目の通水を迎えます。この地域は矢作川の洪積台地で、貧水性の上、酸性の強いやせ地で、明治用水の開削以前は不毛の台地と呼ばれていました。明治用水の開削と優れた指導者により荒れ地は美田に生まれかわり、農民の協同意識と産業組合の発展とともに、大正時代は「日本のデンマーク」と呼ばれる農業先進地になりました。現在も米・麦・ダイズを主力に蔬菜、果樹、畜産、加工食品などを生産し、大都市名古屋を中心とした中京圏の食を支える都市近郊型の農業を確立しております。

矢作川は、東に天竜川、西は木曾川という、日本を代表する大河川のはざまを流れ、長野県最南端の平谷村、根羽村を源流に、幹川流路延長約118キロ、流域面積は約1,83

0平方キロの小河川に過ぎません。矢作川では高度経済成長期に農業用水、工業用水、水道用水の需要に応えるため、昭和40年（1965年）から矢作川総合開発事業が実施され、水源となる矢作ダムが昭和46年に完成いたしました。矢作ダムは昭和47年から運用されていますが、ことしまで37年間で19回の取水制限を行っています。特に近年20年間では11年と、隔年の渇水対応が必要となっています。この渇水時の水利用は水利調整協議会で協議され、決定されますが、唯一の水がめであります矢作ダム建設後の新規利水者と、それ以前から権利を持つ利水者も同時に協議に応じて節水に協力しています。

今回、中間とりまとめにおける意見でございますが、あらかじめいただきました質問内容に従いまして答えていきたいと考えております。

まず、施設の老朽化等による施設機能低下リスクの増大についてです。施設の老朽化は重要な問題であると思っております。改良区では補助事業であるストックマネジメント事業等を活用し、施設の長寿命化に心がけ、リスク回避に努めています。大規模地震による水供給等の障害リスクの増大については、東海・東南海・南海沖地震などが懸念され、基幹水利施設は老朽化が進み、巨大地震での被害も想定されますので早期の対応策が必要です。現在、国で調査中ですが、早期の耐震化事業を望んでおります。

進まない需要面の弾力的水利用と節水については、改良区は水資源の増大を図るため、100年前から矢作川上流で水源かん養林育成事業を進めています。矢作川の水は運命共同体の水として、渇水時には利水者間で連絡を密にして、改良区が主体になり率先して節水に努めてまいりました。平成6年には2日通水4日断水、65%の節水を実施して上水道用水の確保に万全を期してまいりました。矢作ダム建設以来、この手法で枯渇は免れております。しかるに、都市住民の農家や土地改良区の節水努力に対する評価は極めて低いと感じております。

水源地域をはじめとする流域の保全について。本改良区では、先ほど申し上げましたように、100年前から水源かん養林育成事業に取り組んでおります。そして、その成果を上げていると自負しております。

農水省では、昨年度から農業用水水源地域保全整備事業及び保全対策事業を創設しました。本土地改良区もこの事業において間伐の促進と、流域住民・小中学生に水源地と水源林、都市生活と水需要の関係を啓発して、水源林保全事業の促進に理解を求めています。

水源かん養林育成事業とともに、高度経済成長期には水質の悪化が進行し、これに対応するため矢作川沿岸水質保全対策協議会を設立して、矢作川の水質監視指導を現在も行う

ております。同時に、「流域は一つ、運命共同体」を合い言葉に上下流の交流を促し、産業交流や学校間交流の仲立ちもしてまいりました。しかし、山間地の荒廃により河川自流が減少し、枯渇頻度を高めつつあると考えております。

平成12年の東海豪雨（恵南豪雨）では上流山間地が壊滅的被害を受け、ダムへ多量の土砂が流入しました。愛知県では「あいち森と緑づくり税」が導入され、個人では500円、法人では法人県民税5%を徴集して、水源地及び里山の保全、都市空間の緑化を行うようです。しかし、この税も県外での事業には適用されず、愛知県の真の水源地である長野県や岐阜県での森林整備事業はできないようです。

総合水資源管理の全体的コンセプトについてですが、流域の単位とはどこまでを示すのかというのが疑問です。矢作川の水は工業用水として木曾川水系へ、そして上水道用水として流入流出をしております。このような整理はどうするのか。水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時、これらが総合的、一体的にマネジメント可能かが少し疑問です。

矢作川では、特に渇水時は河川法53条の規定に基づく協議会を設立して、平素から利水者が連絡を密にして渇水回避に努めてまいりました。今回の総合水資源管理により、新たな協議会や基本計画によって、水利用などに規制がかかるようであれば、今まで形成してきた水利秩序をこわすことにもなりかねないと考えます。その流域に、この計画を適用させるかは、流域の関係者が決定することで、国が関与を強めて全国画一的に実施すべきではないと思っております。

愛知県では高度経済成長期に、矢作川の汚濁から、水質監視の機運が非常に高くなりました。特に矢作川では前述の矢作川沿岸水質保全対策協議会を設立して、企業・行政・利水者・漁業者・住民の相互の連絡調整をとり、水質の監視指導を実施しています。また、開発行為や工場、住宅等からの放流水については、法律よりも厳しい基準を設ける矢作川方式というシステムを設け、水質の確保に寄与しております。このような実績がある流域まで総合水資源管理を適用するのか、疑問が残ります。

流域ごとの基本計画を策定することについて、それらに準ずる水系の流域とはどんなところか、もしこれがすべての一級河川で、それが単一県で処理できるのであれば国が計画を策定するのではなく、水利権の許可処分も含めて県がそれを実施すればよいのではないのでしょうか。

基本計画の内容について、流域全体の主要な水資源等の老朽化等により損壊・故障した場合のリスク分析の実施、改築・維持管理に係る基本方針、改築事業の記載について、前

述のように、早期の実現・事業化を望んでいます。また、リスク分析することにより水系内の水資源施設等の更新に係る予算手当等に優劣をつけるようなことは、混乱を招くので注意が必要かと思えます。

再生水の利用については、安心・安全な食料供給の観点から、下水道等処理後の再生水の利用は、主な使用先が農業用水でということではありますが、水質的に困難と考えます。たとえ通常は安全な水質であろうと、事故に伴う風評により流域全体の農業に甚大な被害を与える可能性があり、農家の生活基盤の崩壊を招きかねないと考えます。

渇水調整の基本的な考え方や、洪水時における利水者、流域住民・企業等による緊急対応の記載については、矢作川の渇水調整は、国土交通省の呼びかけ以前から利水者の間で調整をとって自主節水を行っております。矢作ダム完成から一度も枯渇したことはありません。各利水者の需要期に配慮して、その時期に合った取水制限をそれぞれに課して実施しています。たとえ貯水率が20%であろうと、農業用水の落水期である9月下旬であれば渇水対策は実施しません。また、田植え期であれば農業用水を優先させ、その後は上水道のおおむね2倍の制限を課しています。

渇水調整はその流域・時期・その水系の流況により、その都度協議して決定すべきで、新たな規制をすべきでないと思えます。他の水系はともかく、うまく調整のできている流域まで基本計画に従うのはいかなものかと思えます。また、渇水対策の緊急対応に、基本的知識のない地域住民まで含めて行うのは、パニックの助長につながらないでしょうか。情報の公開は地域住民にとって我田引水の心理を招き、逆効果になる場合もあります。情報の共有化は慎重に処理すべきと考えます。

渇水対応の現状として、当改良区では、自主節水の期間と改良区の職員レベルの節水調整の時期は、渇水に関する広報は控えています。海外で行われている経済的インセンティブを与える仕組みを検討するとしていますが、これで本当に公平な水配分になるか、疑問であります。

常設の流域総合水資源管理協議会を設けることについて。矢作川水利調整協議会では既に国の地方支部局、県の行政主体、利水者で、これが水利施設の管理者であります。渇水調整、ダムの弾力的運用、利水情報の共有化を検討しています。さらに常設の協議会を設ける必要があるか、疑問であります。

取水量を含む流域内の水の量・質を安定的に把握し、関係者間で共有するとともにインターネット等で公開することについては、河川管理者・利水者データの共有は望ましいと

考えておりますが、インターネット等における公開は、先ほど申し上げましたように、利水調整に基礎的知識のない方々、住民から、取水量の多いとされる農業用水への非難の高まりにつながる可能性があると思います。このことに十分注意していただきたいと考えております。

以上でございます。

【虫明部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、土地改良区としては最後ですが、香川用水土地改良区の鈴木さん、よろしくお願いいたします。

【香川用水土地改良区(鈴木)】 失礼します。香川用水土地改良区の鈴木でございます。この調査企画部会での発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

お手元に香川用水計画概要のパンフレットをお配りさせていただいておりますが、香川用水土地改良区は、吉野川総合開発事業により建設されました、早明浦ダムの新規開発水量8億6,300万トンのうち、本県に導水されております2億4,700万トンの中で約1億トンの農業用水を、59キロメートルの幹線水路でほぼ県全域に排水している土地改良区でございます。

事務局から事前にお示しをいただいております質問事項に沿って、利水者の立場から意見を申し述べさせていただきます。まず、総合水資源管理の全体的コンセプトについてでございますが、近年、気象の変動が大きく増幅する傾向が顕在化する中にありまして、水量や水質、緊急時対応、地下水利用など、直面する課題や将来的に予想される課題などを総合的にマネジメントすることは、大変重要なことと認識いたしております。

現在、四国地域では、気象変動による洪水や渇水リスクの増大に対応いたしますため、四国地方整備局並びに各県担当部長が事務局となりまして、学識経験者・経済界・NPO法人等で組織いたします「四国水問題研究会」を立ち上げまして、吉野川水系の治水・利水・環境の水問題について総合的に研究をし、水問題の解決に向けた今後の方向性の研究・検討が進められているところでございまして、総合水資源管理の基本計画の内容と類似した項目について議論がされているところでございます。その研究項目といたしましては、治水・利水・環境・水源地域の保全・節水型社会、こういうような項目について検討がなされております。

次に基本計画の策定についてでございます。本計画の目指すところと申しますか、着地点の理解が不足で、失礼なことを申し上げることになるかもしれませんが、なぜ基本計画

を国が策定するのでありましようか。全国一律の枠組みをつくりますと、地域の実情・実態を反映したものとはなり得ず、先ほども申しあげましたように、既存の研究会等で研究をしているところでもございまして、たががはまりますと自由度が低下することにもなります。また、本計画がガイドライン的な性格のものであればよろしいのですが、法律での枠組みをお考えなら、地方分権の時代に逆行して規制が強化されるのではないかと懸念をいたしているところでございます。

次は基本計画の内容に入りますが、そのうち施設の老朽化、地震対策についてでございます。香川用水関連施設につきましては、供用開始以来三十有余年が経過し、経年劣化に対処いたしますため、平成11年度からは都市用水との共用幹線水路の補強・地震対策を、水資源機構が事業主体となりまして、水路の補修・バイパス管の新設、水道用原水調整池の整備を緊急改築事業で実施し、本年度で完了いたす予定でございます。また、当土地改良区が管理いたしております農業用水専用水路施設等につきましても、平成5年から9年度にかけて第1期の水路補修・水管理制御施設等の更新を実施いたしました。また来年度からは、石綿パイプの敷設がえや用水機器の更新を第2期対策として実施する予定でございます。

今後の課題といたしましては、香川用水の生命線ともいえます吉野川本川を堰上げております池田ダム、並びに香川県へ導水いたしております約8キロの阿讃導水トンネルの地震対策のための機能診断とその対応が課題と認識いたしております。

続きまして、渇水調整についてでございます。四国地方整備局が事務局となりまして、四国内各県、電力関係者、経済産業局、農政局等で構成いたします吉野川水系水利用連絡協議会が設置されておまして、互助互惠の精神で円滑な運営がなされておるところでございます。その協議結果を元に、各県におきまして利水者・一般県民に対する対応策や節水意識の啓発に取り組んでいるところでございます。

なお、利水安全度の向上を図るための方策でございますが、早明浦ダムは、供用開始後現在までで34年になるのでございますが、その間に23回の取水制限が発生いたしております。実に3年に2回ほどの渇水という事態になっておりますし、また、平成6年、平成17年、本年度と、今までに通算で4回ほどダムが枯渇いたしております。そういうところから、我々といたしましては、各県でさまざまな利害関係が錯綜して相当な困難が想定されるのですが、近年頻発する渇水に対処するための方策として、特に冬場のダムの利水運用水量の見直しができたらと希望いたしておるところでございます。

続きまして、水循環の健全化でございます。質問事項にもございますが、農村地域におきましては混住化が一層進展いたしております、生活環境の保全、水辺空間の創出、生態系の維持保全を図りますための地域用水機能の概念というものを利水容量に組み込んでいただけたら、非常にありがたいと思っております。

また、少し話がはずれるかもしれませんが、香川県といたしましては水源地域への支援といたしまして、早明浦ダム周辺地域の森林の水源かん養機能を保持し、香川用水の安定供給を図るために、平成14年度に香川用水水源の森保全事業という事業を単独県費で創設いたしております、平成14年度から早明浦ダム周辺の水源地域でございます嶺北地域5か町村に対しまして除間伐の作業、作業道の整備等に支援をいたしております、現在までに約1億7,000万円程度を支援し、除間伐面積約8,500ヘクタール、作業道84キロ程度を整備している状況でございます。

続きまして、流域総合水資源管理協議会の設置についてでございます。四国地域では既に、先ほど申し上げましたが、平成18年に四国水問題研究会を設置いたしております、その中でさまざまな課題について議論が進められているところでございますので、改めて協議会は屋上屋を架すことになりかねず、既存組織を充実することで対応が可能と考えております。

最後に、情報の共有と公開についてでございます。インターネット等での情報公開を否定するものではございませんが、定量的な把握に至っていない情報と申しますか、そういうようなものを提供いたしますと、間違った認識のもとでいたずらな議論に発展することが懸念されますので、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

香川用土地改良区としての意見は以上でございます。

【虫明部会長】 どうもありがとうございました。それぞれの土地改良区の方から非常に貴重なご意見をいただいたと思います。

それでは、これから討議を、約20分ないし25分しかないんですけども、どなたからでも結構ですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

【佐々木委員】 今回のヒアリングは第2回目でありまして、先ほどお話がございましたように、今月の初めに第1回が、上水道等々でありました。その際にも申し上げたのですが、私の理解では、10月に我々が行いましたパブリックコメントがあります、一般の方々から意見を募集しました。それと今回のヒアリングというのは補完関係にあるというか、実質的には同一のものだ、あるいはパブリックコメントの延長線上にこのヒアリング

があるというふうに私は個人的に考えておりますので、パブリックコメントと関連して意見を申し上げたいのですが、私はパブリックコメントで得たすべてのご意見に一応目を通してありますが、その中で約半分ぐらいが農業関係の方々からのご意見でありました。

それを大別するとどういうふうになるか。これは私が勝手に類型化したわけですが、一つは、我々の「中間とりまとめ」にある総合水資源管理という考え方、こういうアイデアに対して、適切な政策転換と思われるという、かなり賛成をしてくださった意見がございました。これは、しかし、全体の中の約半分を占めた意見であった農業関係中の、どちらかというところ少数意見でありました。ということは、かなりの農業関係の方々からの我々の「中間とりまとめ」に対する意見というのは、批判的なものが多かった。本日お聞きした3つの団体からのヒアリングの意図も、大体そういうようなトーンであったかなというふうに私は理解をいたします。

そのときに、どういう理由で反対あるいは批判的かということですが、私は、大きく分けると2つあるのではないかと思います。

1つは何かというと、いわゆる同一水系内において水資源の総合的な管理という考え方はわかるけど、あるいはその必要性は理解できるけれども、現実論としては、それは農業側にとっては何らメリットがない。それゆえ、受け入れがたいという考え方ですね。そういうような意見がかなりございました。あるいは、それは国による利水者に対する私の権利、私権の制限につながるのではないかというようなこと。あるいは渇水調整等々についても、これまでどおりの利水者の主体的な判断というようなものに任されるというか、尊重されるべきだということで、「総合的な」という考え方に対しては、どうも納得いかない。そういうような理由が1つですね。

もう1つの理由——反対あるいは消極的な見解を出される理由は「負担」の問題なので、要するに、総合的な水資源管理というような考え方をもし採用されると、維持管理費とかそういうようなものが増えるおそれがある、そういうものが農業者の負担増になる、負担が増える、そういうことにつながるのではないか、そういうおそれがあるというようなこと。あるいは、先ほどもご意見ございましたが、農地というのはいろいろな、多面的なファンクションを持っている。先ほどのご意見の中に「国土保全的役割」というのがあったと思いますが、それもその一つですね。そういうようなものを広く勘案すると、「負担」するよりもむしろそのような多面的な貢献に対して報いてもらいたい、補償対策等を考えてもらいたいというようなご意見もございました。私の理解では、批判あるいは消極

的な見解を出される時の根拠は、今の2つが大きいのではないかと思うのですね。

で、その2つの理由の中の後者の、「経費」というか「負担」の問題は、部会の中では若干やりましたが、「とりまとめ」の中では、あまり明示的には書いてないわけです。そこまで踏み込んであまり議論をしていない。それに対して、前者のほうの理由ですね。農業関係者の主体的な判断、そのようなものを尊重すべきだとか、従来の、今までの考え方、それには地域的にいろいろ、あるいは沿革とかいろいろなことがあるのだから、あるいは農業用水に固有のいろいろな特性、そういうようなことがあるのだからというような理由からなのですが、この考え方は、我々の「中間とりまとめ」で言う「総合的」あるいは「統合的」という考え方と、かなり衝突する考え方ではないかと思うのです。

この辺については、恐らくこれは国レベルにおいても、「とりまとめ」の本文8ページ、9ページあたりに書かれていたと思いますが、国の関係行政機関等、こういうようなものが総合水資源管理関係府省連絡会議（仮称）と、こうなっていますが、その辺の国のレベルでなおいろいろ議論・検討しないとうまくいかないのではないかと。その辺のことは、まだ今の段階では宿題になっています。その辺のこともありますが、我々として、あるいはこの部会としても、なおその辺は今後一層、「統合的」あるいは「総合的」な考え方と、もうちょっと「個別」のというか、特に農業関係の「固有」の利害との衝突というか、その辺をどういうふうにするべきかということは、なお残されているかなと思います。

それから、最後に一言だけ。合意形成の場、それについてもいろいろご批判ございましたが、この辺は我々の「とりまとめ」においても、後ろのほうで若干、論究していることでありますが、これの具体的な姿というか、そういうようなものは、必ずしもまだ十分議論しているわけではないというふうに私は理解をしております。なお、今後、この問題については欧米のいろいろな実例等々を踏まえて、あるいは分析した上で、日本においてどのような形態や制度がいいのかとか、いろいろなおやるべきことは多いだろう——あるいは法制度の問題を含めて。というふうに思っています。

以上。

【虫明部会長】 非常に前半でいい整理をしていただけたので、私もちょっと感想を言います。

中間とりまとめの8ページ、本文にある記載内容の例ですが、これは実は私自身は非常に自由度があるものだと思っています。こういう項目について、各地域でこれを書くということなのであって、基本方針の策定のあたりは、これ非常に緩い、大枠を決めるという

ようなイメージで私自身は考えています。

ですから、先ほどの地域性の話なんかは、これはまさに最も重要で、総合水資源管理とか総合水管理というのは、これは私自身は河川ごとに違うものだと思っていますし、その認識は、恐らく日本の河川とか水関係者は十分持っていると思います。

ちょっと違いますが、河川整備基本方針では、書く内容、項目は決まっているけれども、実際には河川の個性や地域特性をかなり書き込んでおり、整備計画の段階でより具体的に流域の特徴を反映した計画になっています。私自身も、鶴見川という都市河川と印旛沼の流域水循環健全化の計画・実施に携わっていますが、まったく違います、やり方も目標も。そういう意味では、決して画一的な計画を目指しているというようなことではないということ、まずご理解いただきたいということ。

それから、おっしゃるとおりで、私は農業の多面的機能というのに昔から興味を持ってきておって、私自身も評価したいところはたくさんあるんですが、これが実は、私の印象では、農水省の内部でそれを言っておられるので、外へちゃんと発信して、公の議論としてたたかかれてないというところが一番重要だと思います。ですから、このように、皆さんが同じ土俵に乗ってきょうおっしゃったようなことをちゃんと言う。

それから、食糧問題、自給率の問題というのはまさに国民的な課題だというのは、恐らくかなり浸透していると思います。むしろ大枠としては、都市と農村が共存して、食料生産についてももちろん都市側も協力するというのが大前提としての流域管理だというふうに思っています。そういう議論の中で、むしろ負担が増えるのではなくて、多面的機能をちゃんと流域として、あるいは都市側もちゃんと理解すれば、むしろ負担が増えない方向のほうが、私は真っ当だろいうというふうな気もします。

きょう言われたような議論をいかにウイン・ウイン・ゲームにするといいですか、そういうのが総合水資源管理だと、提案者側としては考えているところがあります。

恐らく、櫻井さん。率直なご意見を。

【櫻井委員】 農業関係の立場からのお話で、大変興味深く伺ったんですけども。

まず、坂本さんのご議論なんですけれども、全体にキーワードは、既に出ておりますように地域性と公的負担をどう考えるかみたいのところかと思うんですが、最初の坂本局長のお話ですと、農業、水田の話もされて、私的所有であるにもかかわらず公的な機能になっているんだよというようなご議論、それはまさに農業政策そのものの問題だと思うんですね。私は、多面的機能の話はあまり乗っからないほうがいいとむしろ思っていて、水田

って何のためにあるかという、別に地球温暖化のためにあるわけじゃなくて、基本は米作だろうというのは当たり前のことなので、そこはかえってあいまいになるので、私はそういう言い方そのものが農水省の政策選択としていかなものかというふうにむしろ思いますけれども。

そんなこともあるんですが、そういう公的といいますか、自給率の話なども含めて極めて重要なものであって、国民的課題であるということにもかかわらず、その課題を遂行するための仕掛けが、土地改良区もそうなんですけれども、うまく合理的にリンクしてないといえますか、近代化されていないと。ほんとうに将来性のある仕組みになっているのかどうかということところが、どうもかなり怪しいんですね。土地改良区自体、法律自体も昭和27年ですか。ですからものすごく古くて、多分、この路線でいきますと、そのまま滅びていくだろうなとやっぱり思うわけで、あんまり明るい未来が開けているという感じがしないんですね。そうすると、どういうふうに転換していくかということは、やっぱり考えないといけないと思います。そうすると、農水省の中の議論だけに入っているというのもいまひとつリスクだなと思いますし。

じゃあ、この水資源部の用意しているもう一つの船みたいなものがあるんですけども、そういうオプションも一応あるにはあって——どろ船かもわかりませんが。そこら辺が、今の路線でいってどうかということ。

それから、この提案の中に何かしら新しい要素があるとすると、でも既得権もありますし、そういうことを守りながら、しかし、保険をかけていくじゃないんですけれども、ある種の二ま的などころも大事なことで、そういうところについて、きょうは全体としては守りのご議論だったかなというふうに思うので、今いるところの将来性も含めてさらにどう考えるかということ、ぜひ簡単にそれぞれをお伺いしたいなと思っております。

それから、明治用水の竹内課長さんのご議論ですけれども、確かに個別性ということ、言いますと、水の管理はどうしても地域性がありますので、そこを殺しちゃいけないんですが、ただ、今の仕組みというのが土地改良区の仕組みは前近代的であると思いますけれども、近代化するということは合理化するということで、それは普遍化するという話なので、どうしても個性をある程度犠牲にするところはあると。あるけれども、今の仕組みよりましというふうに乗っかっていかないと、話が進まないと思うんですね。ですから、そういうことをどう考えるのかということ。

それから、今、実は明治用水のほうがうまくいっているのだから、そんな低い水準で合

わせられても困るというのは当たり前のことなのですが、それはそれとして厳しく言っていて、しかし水は、国民の立場からみますと農業用水だけじゃないので、例えば情報公開するのはいかなものかというのは、当事者的には極めてよくわかるんですけど、そういう話が通らない時代にどうもなっているので、そういうのを含みながら対応していかざるを得ないというところで、少し後ろ向きなんじゃないかなといたしますか、そういう感じを感想としては持ちました。

3番目の香川用水の鈴木局長さんのお話も興味深かったんですけども、分権の理論はやっぱり地方の方も便利使っているところがあって、水の管理というのは、ある意味、川の場合も水系一貫管理ですけども、分権になじまないところもありつつ、しかし、ローカルな要請には応えていかなきゃいけないという、アンビバレントな要請に応えていくということが、多分、必要なんだろうと思うんです。そうします、分権だからということでは全然決定打にならないので、農業用水も水資源の一部であって、ほかの用途を含めて総合的に運用していくという可能性がもし開かれるのであれば、そのほうが国民にとっては便益が大きいことは抽象的にもはっきりしているわけですし、そのこと自体を分権という言葉を使ってブロックするというのは、ちょっと理屈としては足りないんじゃないかというふうな感想を持った次第でございます。

全体としまして、地域性みたいな話と公的負担の話はまた別だと思えますけれども、そのあたりについてご感触を伺えればと思います。

【虫明部会長】 いかがですか、今の櫻井委員のご発言に対して。どうぞ。

【見沼代用水土地改良区（坂本）】 見沼の場合は、東京に接するということが都市化の波を受けていて、その都市化の影響の部分まで農家に押しつけられているということが訴えたいわけです。

というのは、本来、受益地が、田んぼがあるからそこに水をやるというのが普通なので、そうすれば受益者たちがいるんですけど、見沼の場合は受益者がいない土地ですね。たくさんある。それで、その施設について都市施設としてお渡ししたいと言っても、要らない、要らないと。じゃあ、うちのほうはどうしているかということ、そのお金は行田ですとか県北の人たちが、水路の管理をみんな負担しているわけなのです。排水利用とか住宅のための排水路として使っている、立派な市町村が、さいたま市、川口市、その辺が要らないと。それから、加須市に会の川の締切とあって、元の利根川筋、その排水路がありますけれども、そこに一部、見沼の用水が入ってかんがいに使っている。そういう歴史があり

ますので、それについてもこれは河川だと言っても、要らないと。とにかく要らない。不要なものは要りませんと。かかるものは、改良区さんは立派な組織でございます、農民から巻き上げた金がいっぱいあるのだから、それでおやりくださいというようなことがありますので、ほんとうにどういう機能かというのを国なり県なりに知っていただいて、適正なことをしていただければバラ色になるかと思えますけれども、ほんとうにリスクーといえますか危険で、農家は怒っております。非常に怒っております。適当な財産処分をしたいと思っております。

それからまた、例えば埼玉の南部に外郭放水路というのがございます。それで水がなくなってよかったと言うのは住宅地です。でも、下のほうの水田はまったく同じ状態で、水は溜まったまま。その排水については農家負担で、中川なり何なりにくみ出しなさいと。

全体を見た計画ではないということです。国土交通省の批判ではないのですけれども、全体を考えてくださいと。農家に任せておけるものは農家に任せておけとか、特別な予算があるから大規模なものをやっといこうというのではなくて、全体を考えた方策が、将来、望ましいということでございます。

【虫明部会長】 どうぞ。一当たり。

【明治用水土地改良区（竹内）】 明治用水の竹内です。櫻井先生にはいろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど改良区が前近代的な組織であるというようなご指摘をいただきましたが、今回の総合水資源管理のフロー図を見ますと、私ども改良区が未来を見据えて実施してまいりました矢作川沿岸水質保全対策協議会の運営で、私どもは企業、行政、それから利水者、そして住民も巻き込んで、水質の保全をしていこうと活動してきました。渇水態勢も、全利水者でこの水を守っていこうという協議をしておる水系でございます。それを前近代的だというふうに言われると、少し心外です。私は矢作川水系のあり方を、そのまま総合水資源管理に取り入れているのではないかと思いました。

もう1つ、情報の公開についてでございます。私どもは情報の公開について反対だという意見は、申し上げておりません。共有することが望ましいと考えております。しかし、一般の住民の方々にとって、どこの利水者がどれだけ水を取っているかということ単純に公開すれば、あそこの用水は水を取りすぎているのではないかというような意見も出てくると思います。ですから、これについては十分注意をして、慎重に対処すべきではないのかと私は考えております。公開に反対するものでは、ありません。そういうふうに回答

させていただきたいと思います。

以上でございます。

【虫明部会長】 それじゃ、鈴木さん。

【香川用土地改良区（鈴木）】 香川用水でございます。

先ほども意見を申し上げたんですが、櫻井先生おっしゃるように、土地改良区は非常に古いというようなご意見でございます。その責任の一端は我々にもございまして、私たち土地改良区の関係者が今まで長い歴史の中で果たしてきた役割等を皆さんに知っていただく。知っていただく必要があるということで、ウォーキングをやるですとか、水源地域の保全をやるですとか、我々が都市住民と一緒にやってそういうような活動をして、私たちが果たしてきた役割、これからしていこうという考えを宣伝しているところでございまして、私たちもこのままの状態ではいけないとは認識しております。

それともう1点が、地方分権の話でございます。これは水資源の関係にはなじまない点もあるということでございまして、私たちは総合水資源管理について真っ向から考えに反対しているわけではございませんで、こういう考えというのは非常に重要だと認識をいたしております。ただ、私の認識が不足しているのかもわかりませんが、この水資源管理基本計画がほんとうはどこに着地しようとしているのかが私には見えないから、そう申し上げているのでございまして、我々としては、意見の中でも申し上げましたが、ガイドライン的なものではございますが、地域地域で水問題を研究している場がございますので、ここで十分に議論をし、方向性を出していくのが、一番地域の実情、実態を反映したものになると思っております。

それと情報公開ですが、これにつきましても、すべての情報を公開することについて、やはり地域によって、例えば吉野川総合開発でございまして、これは非常に難しい問題がありまして、なかなか開発計画が実現しなかったわけですが、それには吉野川を流下する各県の利害・特性がございまして、非常に難しい問題の中でやっとならなところなのでございます。その中の、取水量とかそういうようなものは別に構いませんが、濁水の事態になった際に、当然、不特定用水とか未利用水の活用についての議論がある訳であります。我々として、水をいただいている側からしますと、それについてとやかく言う立場もないし、意見も申し上げないのですが、一般の人々からしますと、自らの生活を思うばかりに、いたずらな議論をするわけです。そうしますと、本川が流れている県にとりましては感情的な面もございまして、それがかえって変な議論に発展するということが

あるので、きちっと公表できるものはしたら結構でございますが、行政として非常に難しい案件については公表しかねるのではないかと、そういう考えで申し上げただけでございます。

以上でございます。

【虫明部会長】 櫻井さん、何かありますか。

【櫻井委員】 特に……。

【虫明部会長】 それじゃ、ほかの……。渡辺委員、どうぞ。

【渡辺委員】 今お話を伺っていて、基本的なところはそんなにずれてないのではないかなという感じがします。農業用水の持つ機能でありますとか、今言われたように、水路を土地改良区が持っているけど、なかなか地元が取ってくれないなど、いろいろ抱えている問題が紹介されました。それから矢作のほうでは、例えば代掻き期には農業用水を非常に大事にするけれども、その後は農業用水の渇水時における調整率を高くするというお話もあり、今回の総合的水管理にふさわしいようなことが議論になっているのではないかと、思うんです。

ですから、お話を伺っていると、総合的水管理というと、また上から新しく管理をかぶせてくるのではないかと、国が管理をかぶせてくるのではないかと、そのような意識を持っていらっしゃるのかという感じがするのですが、そうではなくて、水を管理する主体がそれぞれ別々に管理しているものだから、トータルとして必ずしもいい管理になっていないのではないかと、という議論があります。そうすると、やはり先ほど話がありましたように、農業用水がどうしても必要なときは農業用水を大事にするけれども、その後、農業用水が大分我慢できる時は我慢するとか、そういうような形で、皆さんがそれぞれ、自分のところはこうですよ、こちらではこうですよということを、うまくそれぞれが持ち寄って議論することによって、何かいい方向が出てくるのではないのでしょうか。ですから、ずれてないのではないかと、いう感じがするんですね。

要は、場の問題であって、その場が上から押さえつけるような場ではなくて、みんなで議論していい管理の方向を模索していこうという、そういう場であれば基本的にずれてないのではないのでしょうか。だから、一緒に議論することは非常に大事なことじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【虫明部会長】 まだまだ恐らく議論は尽きないと思うんですが、あと3団体からの意見発表がございますので、それを議論した後でまた全体討論したいと思っております。

それでは、国土交通省河川局と関東地方整備局からご発表いただきたいと思います。よろしくお祈いします。

【尾澤河川計画調整室長】 河川局河川計画調整室長の尾澤でございます。お許しいただいて、座ってご説明させていただきたいと思ひます。

まず、ご質問事項ということで1、2、3、4、5とございますので、上からご質問にお答えする形でいきたくと思ひます。

まず最初に、「顕在化している水資源の課題」の項目内容ということでございますが、こちらでは我々の水資源に関する現状認識についてきちんとご説明したいと思ひます。各論につきましても、3番のところに合わせてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、水資源に関する現状認識といたしまして、水需要について。これは我が国の人口増加の低下に伴いまして、今はやっぱり横ばい状態になってございます。しかし、ダムの施設整備、これは非常に長期間を要することなどから、需要に対して供給がまだまだ十分進んでない地域があるということでございます。特に、ダムの完成を前提とした都市用水の暫定水利権、こういったものが残っているということでございます。

さらに、近年の小雨化、また地球温暖化に伴う気候変動幅の拡大、こういったことに伴いまして水資源開発の実力低下が懸念されています。これは非常に深刻な問題でございます。せつかく確保したものが目減りしていくということでございます。水資源の安全度、利水安全度が低下するなどの影響、こういったものが予想されているということでございます。我々といたしましては、今後とも水資源開発の安全性の確保、これに努めてまいりたいと考えてございます。

また、河川水の利用に当たりまして。河川水というのは限られた資源でございます。有効かつ適切な利用というのが、これ必要であるということでございます。それと合わせまして、河川水域における多数の利水者の水利秩序の維持、また漁業権者等の河川使用者との調整、流水の正常な機能の維持、災害の発生の防止など、各方面からのさまざまな要請がございまして、これをうまく満たしていくということが必要だということで考えてございます。

次に、「温暖化への対応の必要性」についてのお話をしたいと思ひます。これは、お手元に資料として、「地球温暖化に伴う気候変化への適用策のあり方についてのポイント」というのをお配りしてございます。ちょっと見ていただきますと、1ページ、2ページ、3ページと近年の雨の状況がいろいろ書いてございます。基本的にいうと、大雨ということで、

これは1,000ミリを超えるような大雨や、また時間雨量として100ミリを超えるような局地的な大雨、こういったものが増えてございまして、気候変化に伴う外力の変化への対応ということが非常に必要だと考えてございます。

一方、近年、小雨化の傾向ということもございまして。また、先ほど言いました気候変動幅の拡大もあります。ページでいいますと、5ページ、6ページのところに変動幅を入れてございますが、このように変動幅が非常に大きくなってまいりまして、大きな雨だけではなくて、今度は渇水、水が足りないほう、こういったことも懸念されるということでございます。先ほど言いました、水資源開発政策の実力の低下が懸念される。水資源の安全度の低下などの影響が予測されるということでございます。

そこで河川局では、社会資本整備審議会の河川分科会におきまして、水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適用策のあり方について審議をしていただきました。その答申が今年の6月に出でございます。それについてまとめたものが、これから後に書いてある内容でございます。

この中では、渇水リスクの増大ということで渇水についての議論もしてございます。例えば、8ページには渇水リスクへの対応ということで総合水マネジメントのことも書いてございます。また適応策といたしましては、その次、9ページに渇水リスクの回避に向けた適応策ということで、適応策についても議論をしてございます。

こうした答申を踏まえまして、河川局では、来年度政府予算で温暖化に対する対応を力を入れて取り組んでいるということでございます。

それからもう1つ、「河川局の新規施策等」という、資料をお配りしてございます。こちらの内容につきましては、温暖化というものを考えながら、我々として力を入れていく施策を書いてございます。

このように、温暖化への対応というのが非常に重要だという認識でございまして、適応策と緩和策、これを車の両輪ととらえて我々としては対応して参りたいということでございます。

次、3つ目の質問についてのご説明をさせていただきます。今度は個々の各論でございますので、要点を絞りながらご説明してまいりたいと思います。

まず最初に、流域全体の主要な水資源施設、老朽化とか維持管理の問題でございます。施設の更新時期等の集中を避けるために、施設の安全性の点検・評価を行いながら、長寿命化に向けた予防的な管理を計画的にやっていきたいということを考えてございます。特

に既存ストックの有効活用、こういった観点からダムのアセットマネジメント、例えばダムの堆砂などの土砂を取って長寿命化する、こういったことを行いながら適切な維持管理を行い、機能確保に努めてございます。ここに、損壊・故障した場合のリスク分析の実施とございますが、今後もリスク分析をどのようにやっていくかというのは非常に難しい課題でございまして、今後検討が必要だと思っております。

次にまいります。2つ目、水資源施設の効率的運用ということでございますが、これは既存施設の有効活用の観点から極めて重要だという認識でございます。現在におきましても、ダムでは弾力的管理といたしまして、洪水調節容量の一部を利用してダムの下流へ放流したり、また、利水容量の一部を、支障のない範囲の中で事前放流に使うとか、ダムの効率的な運用にも力を入れてございます。今後とも既存施設の効率的運用を積極的に図っていきたくと考えてございます。

ダム群の再編等につきましては、事業を行うための法的な整備とか、ダム運用の高度化のための降雨流出予測技術の精度向上など、まだまだ課題として残っていることがございまして、運用を効率良くするためにもこれから課題を解決していく必要があるということでございます。

次、3つ目でございます。流域全体の主要な水資源施設、水資源関連施設の災害・事故時の危機管理です。地震など、やはり災害時における危機管理に関する対応、これは極めて重要と認識してございます。ダムにおきましては非常時の管理機器マニュアル等の整備等も行っておりますし、水質事故に対しましては水質汚濁対策連絡協議会を設置いたしまして、防止・軽減に努力をしております。

こういった水質事故等の汚染発生源を迅速にきちんと特定するための観測施設の設置や水質データについて、どこまでやるべきかという問題についてはまだまだ検討課題だということでございます。

次、4つ目でございます。今度は既存水資源施設等を活用した小水力発電の活用の推進とありますが、民間企業や個人から、農業用水路等での小水力発電実施の相談が数多く寄せられております。ソフト面でのバックアップとして水利権取得許可申請手続きの円滑化について、現在、検討を進めているということでございます。基本的に、既存施設の水資源施設に参画しますと、原則としましては管理費の負担とか、費用負担を伴うということになってございます。

次、5番目にまいります。今度は用途間の水利転用など水利用実態の変化に応じた水利

調整です。用途間の転用につきましては、地域の実情に応じて需要と供給のバランスを考慮しながら、関係者間の相互の理解と合意の元に進めてまいりました。今後とも水資源の有効活用ができますよう、水利権所有者の事情等を十分考慮した上で、関係者の理解と協力のもとに進めてまいりたいと考えてございます。

次、6番目に渇水調整のお話でございます。渇水調整につきましては、関係利水者間の協議の場として渇水調整協議会が設置されてございます。利水者が互助の精神の元に、相互の水利使用の調整が行えるようにしてございます。渇水調整協議会におきましては、関係利水者や関係行政機関が各々の対応状況について情報を共有し、そして渇水調整に反映させていくことにしてございます。今後、基本計画の策定に当たりましては、現行の渇水調整協議会等との関係がどのように成立するか整理が必要ではないかと考えてございます。

7番目にまいります。今度は水量・水質の一体的管理等の問題でございます。施設配置の変更につきましては利水者の申請に応じまして、河川法23条に基づきこれまでも適切に対応してまいりました。また、多点取水化につきましては、取水地点を上流に移動した場合、取水可能量が減少すること、また減水への対応等の課題も整理をし、今後、審査する必要があると考えてございます。いい水を取りにいくとか、これはなかなか簡単にいかないという事情がございまして、これまでの水利秩序を含めまして、検討する課題はあるかと思えます。水量・水質の一体的管理、これはどういう効果があつて、またどれだけ費用がかかるかという問題は十分に検討する必要があるということでございます。

次、8番目にまいります。今度は流域の水循環の健全化ということでございます。水循環系におけます課題、これは普段、河川の流量が減ったり湧水の枯渇等の問題、これについては十分認識してございまして、関係機関、NPO、住民等と連携の上に、流域の水循環系の調査や河川の流況改善、水質改善等に現在、取り組んでいるところでございます。また、水辺の環境については可能な限り保全をしていく。そのための多自然型川づくりとか、また自然再生による良好な河川環境の保全と再生にも努めております。また、土砂等につきましても総合的な土砂管理という観点から、上流から下流、海岸域まで含めて土砂管理にも取り組んでいるところでございます。このように環境につきましても力を入れてきたということでございます。

次にまいります。今度は大きな4つ目の質問でございます。これは「流域総合水資源管理協議会」(仮称)を設置することについてのご質問でございます。基本的に、その前に、

まず総合水資源管理に関する基本方針について、今後、既定の計画や制度との整合性や実現性等の観点から、関係機関等による十分な検討が必要だと考えてございます。その下で、流域総合水資源管理基本計画の策定及び実施に当たりましてはさまざまな関係主体、ステークホルダーであります利水者の方々がおられますので、互いに密接に協議をする必要性がでございます。そういう意味では流域総合水資源管理協議会のような協議をする場というのが必要と考えてございます。

一方、我々は、先ほどから出ていますが、河川整備計画の策定もしてございまして、水系によっていろいろ、学識経験者の会とか流域委員会とか、多様な手法によって関係者の意見を聴取する場を設けてございます。ご指摘のこういう協議会と我々の河川整備計画の委員会はそれぞれ役割が違うところがございますし、関係する者の構成メンバーも違うことになってくると思います。そういう意味では相互に連携しつつ、検討を進めていくべきものと考えておりますので、また協議会の全容が見えてまいりましたら、どのように行うべきかについては検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、情報についてでございます。河川情報につきましては出来るだけお出ししておりまして、今はいろいろな情報が見ていただけるようになってございます。今後、情報として必要なものは、今後の施策との関係もございますから、どういう施策に対してどんな情報が必要という議論の中で必要な情報についてはお出しできるように、関係者の皆さんと議論しながら臨んでまいりたいと考えてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【虫明部会長】 地整の常山さんからご発言がありますか。

【常山広域水管理官】 今、本省のほうからいろいろとご意見を出していただきましたので、地方整備局からは現状の実態のほうを簡単にご紹介したいと思っております。

最初の基本計画の中で、改築・維持管理に係る基本方針、改築の記載ということがございますけれども、ここにありますように各施設の老朽化というのは実際、現実的な問題でございます。関東地方整備局でも、もう完成から50年を経るようなダムが幾つか出てきております。これらのダムの総合点検評価として、これからこういったメンテナンスをするかといったものを、現状でも検討を行っているところでございます。

水資源の効率的運用という意味では、関東は全国的にも先進的な取り組みをしているところでございます。例えばダム群連携ということで、鬼怒川筋の五十里ダムと川治ダムを導水路で連携して、効率的に水資源の有効活用を図るような施設が完成している状況がご

ございます。また、利根川の上流にはダムが多数ございますので、これらを統合的に運用して、これも水資源の有効な管理に努めているところでございます。

先ほどダム群再編の話がございましたけれども、今はまだ調査段階でございますが、利根川上流の既設ダム群の貯水容量を水系内の資源としてとらえ、有効利用・活用するために、治水機能の強化も合わせて目的としておりますけれども、ダム群再編事業、これを調査段階で、今、検討を進めているところでございます。

その次、流域のハード・ソフト対策の記載ということでございます。これは当然、川のほうではハザードマップまたは浸水想定区域図の公表を行っておりますし、水資源関連施設につきましても、細かいところでいけばダム放流時のサイレン・スピーカー・情報表示板、そういったものを設置して周辺住民の皆様への情報周知に努めておりますし、放流調整のためには放流連絡会議というものを現地で個々に実施しているところでございます。

その次の小水力発電、これにつきましては各水利権許可申請者の皆様からも幾つか出てきております。平成20年、ことしの12月の現状でございますけれども、許可済みの件数は関東全体で7件ございます。利根川で4件、申請中のものも数件出てきておまして、利水者からのお話があれば、我々も前向きに調整を図りたいと考えております。

その次の水利転用、これにつきましても、工業用水・農業用水の転用等、利根川でも幾つか行ってきたところでございます。

渇水調整でございますが、これにつきましては利根川と荒川の渇水対策連絡協議会という正式名称で、国交省、我々と経産省、農水省、関係の都県でございます東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県及び栃木県と水資源機構の皆様で構成して会を運営しております。水需給の調整の時期、方法に関する事、水需給の実態といったもの等々をご協議させていただいてきております。最近では、利根川は幸いにも渇水という状況が平成13年以降起きておりませんが、毎年、定例的に会議を行いまして、節水の広報などについて調整を図って進めているところでございます。

あといろいろありますけれども、時間もございます。水循環、これにつきましては、綾瀬川、柳瀬川といったところで水循環マスタープランというものを策定し、この流域で各関係の皆様といろいろと協議を進めてやっているとございます。

渇水協議会、これにつきましては先ほど申しましたが、現状、関係機関の皆様と協議をさせていただいているところでございます。

また水質汚濁につきましては、これは関東地方整備局全体で現在、協議会をつくって

るところでございます。したがって、今回、ヒアリングの内容として依頼いただきました利根川・荒川に限らず、関東地方整備局が管理します利根川・荒川・多摩川・鶴見川・相模川・那珂川・久慈川・富士川というところで、全体の水質汚濁防止のための連絡協議会をつくって対応しておるところでございます。平成19年度、昨年度は事故の通報件数339件ということで、大体1日1件の割合で、水質事故に対して関係の機関と共に迅速な対応を図っているところでございます。

すみません、簡単ですが、私ども関東地方整備局の管内での現状をご紹介します。ありがとうございました。

【虫明部会長】 ありがとうございました。

それでは次に、愛知県環境部の水地盤環境課長の藤野さんから、よろしくお願いたします。

【愛知県（藤野）】 私からは、自治体の環境部局の立場から、水環境に関します私どもの取り組みを踏まえまして総合水資源管理に関連することを述べさせていただきます。

各論に入ります前に、私ども愛知県の「あいち水循環再生基本構想」、お手元にパンフレットの配布をお願いしておりますけれども、これについて、少しお時間をいただきまして紹介をさせていただきたいと思っております。

この基本構想ですけれども、愛知県が水環境に関する諸課題に対応しますために、健全な水循環の再生を図ると、マスタープランに相当するものとしまして策定をしたものでございます。

この特徴は、3つかいつまんで申しますと、1つは、8ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、その「めざす姿」としまして、「安心して利用できるきれいな水」ということ。水質だけではなくて、「暮らしを支えて流れる豊かな水」として流れとか量。それから「水が育む多様な生態系、多様ないのち」として生物の視点からの水環境。それから、「人と水がふれあう水辺」として、人と水がふれあえる水辺として人間と水辺との関係の4項目を挙げているところがございます。

2つ目でございますが、この構想は県の全域を対象としているところがございます。9ページをごらんいただきたいと思っておりますが、山間地域においては森林の整備・保全、農村地域において農地保全、都市地域におけるまちづくり、それから海・沿岸域におけます海づくりということで、海も含んでいるところがございます。山間地域、農村地域、都市地域、それから海・沿岸地域の4つの地域区分においてそれぞれにテーマを設けまして、

多面的に取り組もうとしているということでございます。

3つ目でございますが、最後の16ページをごらんいただきたいと思います。取り組みの主体としまして県民・事業者・民間団体・そして行政と。各主体がその役割と参加する意義を理解して連携・協働しながら取り組むというふうにしております。このために、環境学習あるいは情報の共有化など、取り組みを活性化することを方策としても位置づけているということでございます。

それでは次に、総合水資源管理に関しますご質問の内容につきまして、私どもの基本構想との関連を中心に述べさせていただきますと思います。

まず最初に、「顕在化している水資源の課題」についての認識ということでございます。私どもの基本構想では、4ページから5ページで水循環の現状を整理しました上で、課題を6ページから7ページに挙げております。都市とその周辺の一部の中小河川や湖沼、閉鎖性地域。私どもは伊勢湾・三河湾を抱えておりますけれども、水質の改善が進んでおらず、川や海などの汚れという課題でございます。それから、雨水の保全、かん養機能の低下をもたらします森林の手入れ不足ですとか、農地面積の減少。それから、水路などの護岸のコンクリート化や都市域の雨水の不浸透面積の増加などによります都市型水害の発生。これは私どもは2000年の東海豪雨に代表されるものでございますけれども、そういった課題も挙げております。それから、水資源と利用とのアンバランスによる渇水の発生。それから、濃尾平野などにおける地下水の過剰使用による地盤沈下。最後に、川や海における生物多様性の損失と水辺の減少ということでございます。

そして、これら課題の解決に向けた取り組みの方向としまして9ページ、その次の10ページから13ページにかけて、取り組み内容をそれぞれ設定しているところでございます。

次の「温暖化への対応の必要性」につきまして、基本構想の中では水循環の面で課題として取り上げてはおりませんが、地球温暖化防止対策は県として重点的にさまざまな取り組みを、これとは別に行っております。その一つとしまして、先ほど明治用水さんからもご紹介があったんですけれども、来年度からいわゆる森林環境税「森と緑づくり税」と申しますけれども、これを導入しまして、この税を財源としまして里山保全活動とか、それから流域全体を視野に入れた環境学習など、市町村とかNPOさんが行う啓発事業に対して補助を行うという事業展開を予定しております。広い意味で温暖化対策の一翼を担うということに併せて、水源地域の活性化を図る、ひいては水源のかん養につながるもの

と考えております。

総合水資源管理の全体的コンセプトについてでございますけれども、総合水資源管理の基本的なコンセプトについて中間とりまとめで拝見しますと、水を持続的に活用できる健全な水循環系の構築をめざす、流域住民の安全と安心を確保するというように書かれております。従来、過度な水利用、あるいは水の利用の仕方によっては水環境と対立するような場面もあったかと思っておりますけれども、水利用の持続可能な可能性の面から、水環境も含めた総合的な水資源としてとらえられていくことは重要なことだと思います。私どもの基本構想の理念につきましては、2ページの「はじめに」というところで触れておりますけれども、「健全な水循環の再生を図り、人と水との新たななかかわりを創造するため、将来にわたる、全ての県民の連携・協働した取組の方向性を示す」というふうにしておりまして、水資源と水環境という視点の違いはございますけれども、健全な水循環を図るという面で共通する部分が多いと理解をしております。

次に、流域ごとに基本計画を策定すること、それから、これに合わせて流域総合水資源管理協議会を設けることについて述べさせていただきます。私どもの基本構想では、先ほど申しましたが、全県域を対象にはしておりますけれども、具体的な取り組みに当たりましては、15ページ、木曾川、庄内川、あるいは矢作川、豊川など、主な河川の流域を考慮しつつ、県内を3つの地域、尾張・西三河・東三河に分けて地域協議会をそれぞれ設置し、地域ごとの水循環再生行動計画というものを、この20年3月に策定しました。これに基づいて、取り組みを今進めようとしているところでございます。

この地域協議会は、おのこの地域ごとに商工会議所さんなどの事業者さん、農協さん・漁協さん、それから、本日ご出席でもありますけれども、先進的な取り組みをされております明治用水さんを始めとした土地改良区ですとか、あるいはNPOなどの民間団体、国・市町村などの行政機関——もちろんこれには県の出先機関も含まれますけれども、そういったもので地域協議会を構成しておりまして、そこで地域行動計画の作成をしております。それだけではなくて、その地域行動計画の進行管理ですとか見直しといった、いわゆる計画のフォローアップも行うこととしております。これは、地域の各主体が水循環の現状あるいは特性などについてそれぞれ知り、県民の生活と事業活動や行政施策がどのようななかかわりを持つかということについて理解していただきまして、地域の抱えるさまざまな課題について共通の認識を持つことが重要であろうという考えによるものでございます。

このように、私どもの基本構想では地域ごとに、行政のほかに県民、事業者や民間団体

を主体としまして、各主体の連携・協働によって取り組みを進めるというふうにしており
ます。

この中間とりまとめを拝見しましても、流域総合水資源管理協議会ということで流域住
民等の理解と協力を得ることが重要とされておりますけれども、そのためには情報の共
有・公開、あるいは住民等の意見を反映する仕組みをどのように設けていかれるかとい
うことが、特に重要であろうと考えております。

関連しまして、最後ですけれども、流域内の水の量・質を定量的に把握し、関係者間で
共有するとともにインターネット等で公開することについてでございます。県内の公共用
水域の水質調査の結果につきましては、水質汚濁防止法の規定に基づいて公表することは
従来からしておりますけれども、本県では、既にホームページで月々の最新の結果を公表
しております。

それからこの基本構想におきましても、最後の16ページにも示しておりますように、
地域の水情報の積極的な提供あるいは情報の共有化、環境学習による県民の啓発、これ
を行政の役割と位置づけまして、県のホームページに専用のサイトを設けて、水循環再生に
関します情報の発信、それから共有化に努めているところでございます。

最後でございますが、この基本計画の個別の内容に関連しまして、私どもの基本構想に
位置づけている内容を中心に述べさせていただきます。まず、基本構想では「豊かな水」
ということをめざす姿の一つに位置づけております。それに向けた取り組みの中で、これ
は10ページでございますけれども、節水意識の高揚、あるいは下水処理水等の有効利用、
地下水の環境水利用、湧水等の保全などを位置づけているところでございます。

それから、きれいな水、すなわち水質の面では、10ページでございますけれども、降
雨に伴って農地等からの流出水が影響しますことから、面源負荷対策として流域の特性を
考慮した汚濁負荷の削減対策に取り組むこととしております。

それから、水環境に係る補助的な指標に関してでございますけれども、15ページをご
らんいただきたいと思えます。川などの総合的な、いわば健康状態を水循環の視点で判断
しますために、水質のほかに、川幅とか水深といった水量、あるいは生物の種類や数の生
態系、それから川辺などに近寄れるかどうかといった水辺の親しみやすさという、一般に
わかりやすい4項目で構成します「あいち水循環再生指標」というものを、19年度に作
成しました。これは、初めに申しました4つのめざす姿にも対応するものでございます。

この指標によりまして、県民参加による一斉かつ経年的なモニタリングを行うことによ

って、流域の上流から下流に至る比較あるいは経年的な比較が可能となり、基本構想やそれに基づく行動計画の評価や見直しに役立たせることができるということで、水循環再生についての県民の理解をより深め、参加意欲を高めることができると考えておりました、これは来年度から本格的に実施する予定としております。

なお、地下水の保全と活用という点につきまして、ちょっと補足をさせていただきます。本県の西部には濃尾平野が位置しております、現在はかなり沈静化しておりますけれども、地盤沈下が広範囲に見られておりました。地盤沈下対策としての揚水規制の効果によりまして、近年、地下水位の回復が見られておりますけれども、水循環の観点からも地下水位の管理は重要であると考えております。特に地盤沈下しやすい地域におきましては、地盤沈下を防止しつつ持続可能な地下水利用を行うためには、地下水揚水規制のあり方、あるいは適切な地下水管理の方法を始めとしまして、十分な検討と関係者のコンセンサスが特に重要になるものと考えております。やろうとしますと、なかなかこれは難しい問題であると考えております。

それから、水辺空間の回復・創出、あるいは海岸の養浜、干潟の造成などによりましては、生態系保全のための取り組みとして基本構想で初めに申しました「めざす姿」の一つとして、8ページにありますように、多様な生態系を位置づけておりまして、11ページにはそのための幾つかの取り組みを掲げております。

この多様な生態系をめざす取り組みにつきましては、ちょっと宣伝になりますけれども、2010年に愛知・名古屋で開催が予定されております「生物多様性条約第10回締約国会議」、COP10と呼んでおりますけれども、特に地元としましてそれに向けて重点的に進めていきたいと考えております。

それから、水辺空間の回復・創出などによる親水性の確保につきましては、ふれあう水辺ということを「めざす姿」の4つ目として位置づけておりますけれども、11ページにそれについて幾つかの取り組みを掲げております。

総合水資源管理の中間とりまとめにおかれましては、流域住民の取り組みとの協働が取り組みとして掲げられております。その前提として、親水性を向上させることも重要ではないかと思っておりますけれども、中間とりまとめではその点についての記述が多少薄いように感じられます。ご配慮いただいてもいいのではないかと思っております。

以上、総合水資源管理につきまして、私どもの基本構想との関連で述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

【虫明部会長】 ありがとうございました。

それでは最後になりますが、福岡県の県土整備部水資源対策課の舩津課長さん、よろしくお願いいたします。

【福岡県（舩津）】 福岡県の水資源対策課、舩津と申します。

私どもの課は、水資源対策課という名前で書いてございますように、コンセプトとしては県全体の水資源の総合的な計画をつくったり、あるいはいろんな水にかかわるトラブルが起こったときの何でも屋さんというような感じのところでございますが、中心となる課題は、安定的に飲料水をどうやって確保していくかということがやはり中心でございます。その意味で、国のフルプランに相当するようなウォータープランというようなものをつくっておりまして、その中で、将来の需要に対応する必要な供給量を計画的に供給していくためのいろんな施策を総合的に管理していくというようなことをやっております。当然、その中で重要なのは、渇水調整といったことが主な仕事になっております。

そういう意味では、実はこの国の計画の中間とりまとめを見させていただきまして、「わあ、すごいことに手をつけられたな」というのが、正直な最初の感想でございました。といたしますのも、行政というのは、私どもの課についてもそうですけれども、何々対策というのが、正直なところ、中心的な仕事のやり方なんです。何か課題がある、それに対する対策を打っていくというのが仕事の中心なものですから、そういう意味では、この総合的なとりまとめ、今後の水資源管理をトータルにやっというというのは、理念的にはすごいなというふうに私どもも考えました。

本県でも、現在つくっておりますウォータープランの計画は、そこに書いてございます施設が今順調に建設途上でございますので、それが終わってしまえば、当面予想される将来における水の供給については、一応、不安がない状態まで確保できる、そういった内容になっておりますので、今後、その計画の見直しをすとかいったことはあまり課題にならないんですね。つまり、今の計画をちゃんとやっというだけで足りるんだということ、今後どういった水行政をやっというのかというような問題意識を持っておりまして、そういう意味では、まさに国のほうでまとめられたこういったトータルな水資源管理というものが県レベルでも必要なんだろうなということを、漠然と問題意識として持っておりました。

そういう中で、こういう資料を見させていただきまして、きょうそれに対しての意見を述べさせていただく場をいただいているわけですが、具体的には、この計画の中の総合水

資源管理の体系という体系図、ここを中心に私どもの今時点の考え方や、あるいは疑問と
いったことを述べさせていただきたいと思っておりますが、その前に、本県の水資源の状
況、そういうものを若干述べさせていただきます。

国の計画になっておりますので、基本的にはこの計画は全体的にはフルプランエリアを
想定しておられるということでございます。九州でいえば、筑後川がフルプランエリアに
なります。しかし、ほかのエリアと違うのかどうかよくわからないところがありますが、
本県では筑後川のエリアとフルプランエリアとは若干異なっております。といいますのも、
フルプランエリアの中には福岡都市圏が全部入っているんですね。それは流域ではないわ
けです、もちろん。したがって、こういった計画をお立てになる際に、我々としても
福岡都市圏まで含んだトータルなものとしてとらえるべきなのか——そうとらえなければ
あまり意味がないんですが。ただ、そうしたときに、ものすごく膨大な内容になるなとい
うのが1つでございます。

それから、現状の問題点として幾つか書いてございますが、こういった問題点があるとい
うのは、多分、これはどこもご異論のないところではないか。ただ、具体的などいいま
すか、直接的課題として求められている課題と、今後の問題点ということで考えるべきよ
うなものが、混在しているような気はいたします。そういう意味で、大変幅広い計画であ
るということと併せて、この計画が、先ほども着地点がよくわからないという発言がござ
いしましたが、何をめざすのかというのがいまひとつよくわからないという問題があるな
という気がいたしております。

フルプランなどのように、いわゆる需要に対応する水を供給していくというはっきりし
た目的があれば、それはそれでわかりやすいんですが、農水・工水から、場合によっては
治水まで含めた総合的な水資源管理ということになると、行政的な感覚で大変申しわけな
いんですが、どこがやるんだろうなというのが正直なところでございます。

福岡県におきましての非常に乏しい経験の中なのでご参考になるかどうかわかりません
が、ある地域の河川におきまして、渇水調整が中心になるんですが、その河川に関連する
皆さん方にお集まりいただいて、渇水を事前に防ぐための具体的な取り組みをやろうとい
うことでスタートしたものがございます。例年ですと、といいますか普通でありますと、
大体、渇水のおそれがあるといったときには、河川管理者である県が乗り出して全体的な
利水調整をやるというのが本来の姿なんだろうと思いますが、正直なところ、なかなか難
しい問題が多い。それに、直接乗り出すと、いろんな河川で全部それをやらなきゃいけな

いことになる、これは大変だぞというようなこともございまして、現実的には、そこにおります県の利水者——たまたま企業局というのが利水者の一人としておりますので、そこが中心になって関係の自治体や団体さんと協議をして、そして事前調整をやってきたという経過があるんです。ところが、それが非常に後手後手に回りやすいということで、知事のほうからも、少し早めの対策をきちんととれるような体制をつくれということが我々のほうにおりてまいりまして、それでそのための仕組みをつくっていったということがございます。

ただその際にも、関係利水者をどのようにリストアップしていくといたしますか、その協議の場に来ていただくかということになると非常に難しい問題がございます。きょうも農業関係者の方がおいでになっていらっしゃるんですが、土地改良区の皆さんとか、あるいは水利組合の方、これは正直言って、その方たちの中で代表権をお持ちの方というのはほとんどいらっしゃらないんですね。特にきちんとした連合体みたいなものがあるところはまた別かもしれませんが、そういうものが全くなないとすると、全ての水利組合の代表者に来ていただかなきゃいけない、そういうような形を現実的には取っている、そういうこともございまして、この計画全体の中で見させていただいたときに、やらなきゃいけないなど。行政として今後こういう方向に行かなきゃいけないなどというのはすごくよくわかるんですが、あまりにもテーマを広げすぎるとアブハチ取らずにならないかなという心配をいたします。

それぞれの水系によって、今まで築き上げられてきたいろんな調整の仕組みなり、それから、その水系の中でのそれぞれの分野の計画といったものがございます。当然、本県でも、上水であれば上水の計画を、それぞれの市町村が今後どのような上水計画をつくったらいいかということについてそれぞれのビジョンを持ちながら、ビジョンをつくりながら対応していきましょうというようなことが厚生労働省からもお話が来ておりますので、それぞれの分野でやっておりますし、下水は下水で総合計画をつくっております。そういったものを、この全体の総合水資源管理というものの中にどのように取り込んでいくのか、その辺がよく見えない。

例えば、課題の一つとして挙がっております施設の老朽化や危機管理対策、そういったものにどのようにリンクしていくのか。つまり、こういう計画の中に位置づけることによって、将来的には財源的な裏づけとか、そういったものにまで結びついていくのか。厚生労働省等の水道関係の予算は、単純な更新というのは補助のメニューにないんですね。し

たがって、そういったものもこの計画の中に位置づけていくことによって、将来的には予算化していく。予算化していくための力にしていくというような背景でもあれば、これはそれなりの意味があるなという気がいたします。

それから、現実問題として、渇水調整をやるときにやっぱり一番難しいのは、既得水利権との関係なんです。きょうは農業者の方がおいでになっているので、微妙なテーマだというような気がいたしますけれども。筑後本川でも、いろいろな堰管理をやっていく中で、水利権はかなり法定化されてきております。支川にいきますとそうはいかないんですが。そういった皆さん方とどのぐらい信頼関係を持って、きちんと話ができて、お願いできていくか、そういったことが実際の渇水調整の中では大変重要になるんですが、この基本計画の中では、それぞれの流域の水資源管理協議会で、いろいろな分科会なども設けながら議論をし、それを国のそれぞれの流域の総合水資源管理基本計画の中で位置づけていくといったような絵が描かれていると思いますが、具体的にそれをどういうふうにするのかなというのは、正直、私どもの感覚からいっても、非常に、これ難しいのではないかと。各分野の代表の選定がそもそもできるのかといったことを含めて、非常に難しいのではないかと。という気がいたします。

行政として考えた場合、じゃあ、おまえたちは将来的にそういった総合水資源管理みたいなものには手をつけられないのか、手をつけられないのかということ逆を我々が問われたとしたら、それは何らかの形でやっぱりやっていかなきゃいけないだろう。そうしないと、合理的な水の運用といいますか、そういったことができないだろうという気がいたします。

それは、既得水利の問題も含めて大変難しい問題だという気がいたしますが、行政がそれを避けていける時代ではもうなくなってきているなというのは、私どもも感じております。そういう意味で、この問題に手をつけられたということは、私どもとしても、ある意味、勇気を得たというか、そういった感じはいたしております。具体的にどうやるかというところを含めて、課題は多いわけですが、一緒に私どもも考えていければいいなという気がいたしております。

個々のテーマについては、またいろいろな問題があると思いますが、最初の意見としては以上で終わらせていただきます。

【虫明部会長】 どうもありがとうございました。大変有益なご意見、ご示唆をいただきました。

それでは、ただいまの3つのご発表についての質疑に入りたいと思いますが、どうぞ。

【櫻井委員】 今の福岡県さんのご議論、大変共感して聞いておりました。私も一応、この委員ではあるんですけど、おっしゃるとおりで、理念は結構美しいんですが、着地点なんか全然見えてないなというのはあって、で、どうするんだというところが大変問題なんです。

私の個人的な、なんというか状況認識ということで申し上げますと、まず、今、全体に行政、特に公共事業関係の行政というのはほんとうに行き詰まっているというのがあります。例えば河川セクションの場合でも、気候変動とかいろいろ言っているんですけど、なかなか手詰まりですし、流域管理といっても各自治体の思惑もあります。そうすると、国が従前行ってきたような行政というのが非常に大きな壁にぶつかっていると。何か新しいものが必要なんだけれども、どうしていいかわからない、なかなかいい知恵も浮かばないということだと思っんです。

他方で、農業分野も、先ほど申し上げましたように、やっぱり担い手の問題というのがある。農業分野も、ほんとうに私はカウントダウンに入っているというように思っているんですけども、どうするのかって、全然手が打てないまま来ておまして、個人的には、減んでいくのをとめられないのかって思っんです。なかなか厳しい状況にあると思っっています。

そういう中で、このセクションが出している中間とりまとめというのは、決して全部に賛成できるということでもないんですけども、何といいますか、そういう袋小路に陥っている中でなんとかして活路を見出そうと思ったときには、まず基本になるコンセプトというものの自体がないという中でこれをつくっていかなくちゃいけないということだと思っんです。

そうすると、そういうものを行政として、苦しみながら、何か不完全かもしれないけれども出しているということなので、そうすると批判は極めてたやすいような気がしますが、しかし、見るべき要素というのがある。模索の中の一過程といいますか、そんなことで出しているの、それこそみんな知恵を絞りながら、現実的に妥当性のあるような施策に落としていくということが、多分、必要なだろう。この中間とりまとめについても、そのような位置づけで私は理解をしております。

ですから、今後、実際上の行政体制をどうつくっていくかとか、どういう具体的な施策にするのかとか、あるいは広い意味での戦略みたいなものも必要なんだろうから、そん

なようなことを組み込みなら実現していくものではないかと思います。

そういうことで、限界を感じつつ、それでも全部捨てるわけにはいかない要素があるだろうと思っているんですね。なので、大変共感しております、ぜひ先進的な自治体のご協力も得られれば大変力強いのではないかなと思います。

きょうは具体的に愛知県さんのお話を伺いまして、非常に先進的でトータルに取り組まれているということがわかりまして、大変おもしろかったですけれども、これに関係して伺いたいなと思っていることがあります。

まず1つは、海づくりの取り組みというのが入っていて、藤野さんは水地盤環境課というところの課長さんでおられまして、この概念自体も大変おもしろいなと思いますけれども、水循環とかいったら海まで入れなきゃいけないくて、それが国レベルですとなかなかできないということがあります、三すくみとか四すくみ状況みたいになっていて。しかも、海岸法の枠組みでいきますと、極めて陸地に近いような海のところまでしか手が出せておりませんで、海のもっと先の一般海域というところもほんとうは視野に入れなきゃいけないんだけど、なかなか入らないということがあると思います。

きょう見せていただいたパンフレットに、海づくりが13ページに出ておりますけれども、これは、やっぱり海岸法ということなのかな、一般公共海岸みたいなことが念頭にあるというふうに理解していいのか。あるいは、ほかの漁業の話なども少し出ておりますけれども、その辺がどういうふうに線引きされているのか。あと一般海域の話は、これは法律のエアポケットみたいになっているので、国がなかなか取れないものですから、そうすると、じゃあ、条例でやるのかという話もあるので、自治体ももっと踏み込めるところが、実は法のすき間があるということなので、そういう野心をお持ちかどうかわかりませんが、そんなところはどうなっているのか、ぜひ伺いたいなと思いました。

それから、先ほどの議論とも関係しますが、行き詰まっているんだけど手はついてないのが利水の分野なんですね。しかも、利水、水の融通の問題というところがあって、そのときに、いろいろな関係者がおられますけれども、一つのハードルは農業用水とどういふふうに取り組んでいくのかといいますか、総合的に考えるのかというところが、やっぱり問題だと思います。

そうすると、この中間とりまとめもそこに入っているということ自体はある意味画期的なんだろうと思いますが、この愛知県さんのパンフレットですと、農業用水については触れているようで触れてないといえますか。農地の話は4ページにも出てきますし、それか

ら10ページのほうに農業用水の効率的利用みたいなことは一応出てきますけれども、これは地域に特徴的な取組ということですから、この施策の中には正規のタイトルとしては入っていないのかなという気がしまして、そのあたり、実情がどういうふうになっているのかというのをお聞かせ願いたい。

それからまた、水循環の基本構想について、推進体制、組織体制はどのような形になっているのかという点を教えていただければと思います。

以上、感想と質問でございます。

【虫明部会長】 それでは愛知県の方に、海をどこまで含むかというような話と、農業用水推進体制。よろしくお願いします。

【愛知県（藤野）】 私どもは水環境の面からということで、利水というような利害関係にいわば直接かかわらないといえますか、水資源のかかわりという面では一步引いているような位置づけではございますけれども、ただ、やはり水環境問題の観点から課題と対策の方向性をこの構想で可視化して、それを地域の共通認識としているということが、これの意義かなというふうに感じております。

したがって、特に農水に触れてない、利水の面から触れてないということは確におっしゃるとおりで、そこには実はあまり踏み込んでないというのが現実かなと思います。

それで、話が戻りますけれども、海づくりの点です。やはりいろいろと法制度等がある中で、これも具体的に利害に踏み込むというのはなかなか難しい面がありますけれども、私どもとしては閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾をかかえている、しかもそこでは近海漁業が営まれていて、かなり水揚げもあり、漁業者の相当な生活がかかっているわけですので、そういったことも含めて水環境の中にとらえていると。

森林が漁業生産に非常に大きな影響を与えているというようなこともありますし、地域によってはかなりそこに取り組みされているということもございますので、そういった取り組みを助長するというようなことで、海も含めてこの水循環の中に私どもとしてはとらえているということになります。

それから推進体制でございますけれども、先ほどの説明が舌足らずだったかと思います。15ページでございますけれども、県下を3つの地域に分けて地域協議会というのをつくっております。地域ごとの実施計画もこの協議会を基にして作りまして、進行管理も協議会の検討の中で、それぞれが主体の連携・協働の中で、関与してもらいながら進めていくという推進体制を考えています。実は、実質的にはこれから動き出すというところです。

ので、いろいろな例も勉強させていただきながら、これを転がしていくように、今、考えております。

以上です。

【虫明部会長】 ありがとうございます。ほかに、どうぞ、曾小川委員。

【曾小川委員】 福岡県の課長さんが、理念を了解した上で、いろいろな課題があるということたくさん指摘いただいたんですが、課長さんのご意見の中にもありましたように、個別の計画と申しますか、水道なら水道、工業用水なら工業用水、そういうところで作っているものがやはり個別単体ごとの事業の計画となっているというところで、今回の総合的な水管理ということについては、それらを一つのテーブルと申しますか協議会の中で議論をして、その地域・流域に最も合ったプランを元にしてそれぞれの事業計画を定めていく必要があるのではないかという認識が大体この部会の考えで、こういう中間とりまとめをしたというふうに私は理解をしております。

そういった意味では、それぞれの計画を束ねたことによって、全体としての最も合理的な計画になっていくのではないかということだと思いますので、ぜひそういうご理解をしていただきたいというのが1点。

それから、きょうは農業の方もお見えになっているのですが、前回の場合にも、それぞれ個別の現場現場で事業を担っておられる方は、今回のこういった協議会とかいうものについて、屋上屋を架すことになるのではないかということをご懸念されておまして、きょうもそういう意見が出たんですけれども、きょうは河川局の室長さんがお見えになっておりますが、本省という立場で非常に慎重なお答えだったような気がします。どうしても今回の場合には、例えば渇水調整協議会でありますとか水質汚濁協議会と、河川管理者がかなり主導的に進められているそういった意見調整の場というものを運営されておりますけれども、今回提案されているような水資源の管理協議会、こういったものについて今少し踏み込んだ感想と申しますか、そういうことをいただくとありがたいのですが。

【虫明部会長】 そうなんですよね。そこに書いてあるように、それらは不足していると感じる点はありませんかというような聞き方をしているんですが、これで十分で、余計なことをするなというのか、有効に働くためにはというような、何かその辺の感じ、それをおっしゃらなかったの。これは尾澤さん一人で答えられることじゃないのも僕はよくわかっているんだけど、きょうは私見でいいですから。

【尾澤河川計画調整室長】 なかなか難しいところですが、機能としての役割というの

は、今、我々がやっている湧水調整協議会にしる水質汚濁協議会にしる、この機能は大切でありまして、それがどういう形が一番望ましいのかという議論だと思います。それが、大きくすればその機能が失われていくようでは困りますし、それがよりよい機能であれば、そういう機能というものを考えていくべきだと思っております。

ただ、正直、いただいた中間とりまとめでは、まだ協議会の意味がよくわからず、非常に漠としているところがありまして、そういう議論が局内で十分できるところまでに、多分、まだ至っていないというのが現実だと思います。

先ほど申し上げましたように、機能としては非常に大切な機能がありまして、それは今も役に立っておりますし、今後ともその機能を生かすための議論は行うべきだと思っております。

私見で申しわけないですけれども。

【虫明部会長】 はい。じゃ、三村委員、どうぞ。

【三村委員】 愛知県、福岡県、それぞれの現場の具体的な取り組みを聞かせていただきまして、非常に参考になりました。

それで、福岡の方にお伺いしたいんですけれども、先ほど、いろいろな施策とか対策が時々後手後手になる場合があるが、現在進めておられる計画、施設整備を進めると、当面、不安がない状態になるというようにおっしゃいました。例えば何年先ぐらいを見込んでそういう計画をされるのか、あるいは、現在言われている温暖化だとか気候変動なんかの問題が起きて大丈夫なんじゃないかと考えられているかというのを伺いたいんですが。

といいますのは、例えば先ほど国交省の室長さんからのお話もありましたけれども、気候変動に対する適応策というのが一つの大きなモチベーションになっていまして、例えば気候変動について言うと、過去100年間で地球全体の平均では0.74度ぐらいしか上がってないんだけど、今世紀に入って大きな洪水だとか、あるいは湧水というように、触れ幅が大きくなってきていると。精度の問題もあるでしょうけれども、今後20年間ぐらいで0.6度ぐらい上がるんじゃないかとか、今世紀中には2度から4度上がるんじゃないかと予測ですから、将来の方向としては、そういう変動幅がもっと大きくなる可能性があると考えられます。

それと同時に、例えば日本の地域の中でもいろいろな分布があるということが徐々にわかってきていまして、日本海側とか東北なんかでは積雪水資源というのが激減する、あるいは四国や九州の南部では逆に湧水の頻度が非常に高まるんじゃないかとか、いろいろと

具体的な予測がされるようになってきているわけですね。

もう片方で非常にジレンマなのは、そのころを見越して対策を今からハードの面で打っていくと、そのハードができあがるころには、逆にそこに住む人口が減っているんじゃないかとか、あるいは産業の構造や土地利用の形も変わるんじゃないか、そういうようなことがあると思うんです。

ですからまさに適応策というのは、後手に回らないで、将来予測されている外的な環境の変化に対して先手を打って何かをしておこうという話なんだけれども、それをハードにだけ頼ると、今度は社会構造の変化にそのハードの施設がついていけない、そういうようなジレンマに直面することになると思うんです。

私自身はそんなふうには考えているんですが、先ほどおっしゃった、当面不安がなくなる状態というのは、どれぐらいの時間のスパンで、何を前提条件に考えられているか、ちょっと教えていただければと思います。

【福岡県（船津）】 今現在、福岡県の計画というのは、平成22年をベースに考えております。参考値として32年までの需給見通しを立てて、それに一応、対応できるという見込みでございます。温暖化等に伴う気候変動をどう考慮しているかというご質問でございますが、それは正直言ってわかりません。ただ、この計画の中でも、緩和策というよりも適応策について、水資源の分野についてはいろいろな検討が必要な分野だということで、かなりのページを割いて書いてございます。

ただそれについては、これは私の個人的な感想で大変恐縮なんですけど、現在の地球温暖化といわれる問題がどの程度確かなものなのか。確かに最近の雨の降り方、こんなものを見ていると、ちょっと前と比べると大分違うよねと、これはだれもが感じることだろうという気がいたしますが、それが、例えば年間に降る雨量にもものすごく大きな変化を及ぼすような要素なのか、あるいは、雨の降り方のパターンが従来のパターンより、少し後ろにずれ込むとか前にずれ込むとか、そういうレベルの話なのかとか、よくわからない要素が多いのではないかと。いろいろな専門家の方が、できるだけ精度を高めたそういった予測をなさろうとしておられるというのはわかるんですが、水資源の総合管理という中で、そこまで踏み込む必要があるのかなと。

端的に私ども水資源の管理ということで、私自身考えますのは、そういった降雨の傾向が変わるといえるのであれば……。今現在も、例えば筑後川あたりの下笠、松原ダムあたりでは弾力的な運用というものをさせていただいて、農業関係者を含めて我々、非常に助かっ

ておるわけなんです、ダムの方からお伺いしますと、今年あたりもう綱渡り状態で管理をしています。洪水対策のためにダムを空けなきゃいけない期間、それから、農業のために少し取っておかなきゃいけない期間、そういったことを、現在はかなり弾力的な運用をしていただいておりますが、そういったものについて今後ますます柔軟な対応を求められるようになる、そういうことはあるだろうという気はいたします。大幅に小雨化していくんだということがはっきりしていれば、これはある程度、ハード面を含めて、現在の整備計画をさらに見直すことが必要になってくるということもあり得るかもしれない。ただ、今のところ、私どもはそこまでのものとは受けとめておりませんので、現在の計画の中で予測できる範囲では、大きな変化がないということでの考えに過ぎないのかもしれませんが、対応できるというふうに見越しております。

【虫明部会長】 よろしいですか。

【三村委員】 現在の対応ではまさにそういうようなことだと思います。先ほどおっしゃったように、温暖化とか気候変動が起こるから、即座にハードな施設でがんがん何か対応しなきゃいけないというように考える段階にはないと。ハードな施設のことを考えながら、現在の施設の長寿命化や柔軟な運用というようなもので対応することが大切です。だからこそ、逆に、総合的な管理だとかいろいろな方々が協力してやっていくというようなソフトな仕組みというのが非常に重要になるんじゃないか、そういう論理じゃないかなと思います。

【虫明部会長】 そのとおりだと思います。先ほども、流況パターンが変わって冬場に無効放流が増えるとか代かき期になると。そういうことにちゃんとソフトとして対応できるような場をつくるのがまさに、総合水管理というような枠組みをつくっておけば対応できると、今、三村さんおっしゃった、そういうことだと思いますが。ほかに……。

【福岡県（船津）】 すみません。よろしいでしょうか。ちょっと一言だけよろしいでしょうか。

今現在、福岡のほうでは、多分、他所ではない取り組みとして一つ県営ダムを、福岡都市圏に五ヶ山ダムというのを建設中なんです、これは渇水対応のダムなんです。利水は1万トンぐらいで、残りは渇水対応ということで、トータルで4,000万トンぐらいのダムなんです、そういったダム整備をしているということ。

それからもう1つは、福岡都市圏と北九州市の間で緊急連絡管というのを今整備しつつあります。福岡都市圏というのは特に、一級河川のない地域なものですから、筑後川から

必要量の3分の1ぐらいの水を導水管で送っておりまして、それで福岡都市圏の水需要に対応しているといったような事情がございます。そういう意味で、筑後川のフルプランの中に福岡都市圏が入っているということがございます。福岡には北九州と福岡という100万都市がございます、どちらかがアウトになったときには、その周辺では対応できない、周辺の都市圏では応援ができないということで、福岡と北九州の間で、今、導水管、緊急連絡管をつないで相互に協力し合おうという、これはハードというのかソフトというのかよくわかりませんが、そういったことも対応しようとしております。

今おっしゃったように、相互の水の融通、ダムの、工水と農水と利水との調整とか融通のしあいとか、そういったことができるような議論の土台をつくっていただけるというのは、大変ありがたいことじゃないかなという気がいたします。

【虫明部会長】 佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 ありがとうございます。幾つか申し上げたいと思います。

1つは、先ほどヒアリングの中で、この「中間とりまとめ」の中での着地点というか、それが見えないというご意見がありました。あるいは具体性というか現実性というか、そういうようなものに乏しいのではないかというようなご意見が幾つかあったかと思いますが、それはそのとおりだと思います。ここで書いていることは、従来型の我が国の水に関係するいろいろな制度あるいは考え方、そういうようなものを、この際というか、取り払って、まったく新しいような考え方を取り入れるべきだという、そういう提言というかアイデアというか、そここのところを明確に打ち出した点に中心があるのではないかと私は個人的に思っています。

例えば、水に関係する国レベルの管轄機関がいろいろな省庁にまたがっていると、我が国においては。それでいいのだろうかというような話。あるいは既存の水利権に今後も固執して行ってそれでいいのかというような問題とか、非常に物事をパッチワーク的というか、個別に部分的に対応するような水関係のいろいろなままでのやり方、そういうようなものでいいのかという、非常に大きな、基本的なというか根本的なというか、そここのところの反省というのがあって、まったくこれからは新しい考え方を導入しないといけないのではないかという考え方が根底にあるのですね。そのアイデアというか考え方、そここのところについては、基本的に、もしOKしていただければ非常にありがたいと思います。

その具体策は非常に難しいと思います、当然。国レベルにおいても、いろいろな省庁にまたがっている問題や権限がまだたくさんありますからね。それをどういうふうに今後

調整するののかというような話とか、いろいろ難しい問題はもちろんあるのです。あるいは、先ほどの合意形成の場とかいろいろあろうかと思いますが、それはこのアイデア、総合的な水資源の管理あるいはマネジメントという考え方がまず受け入れられた後、次の段階でいろいろさらに検討すればよい問題ではないかというように、私は思っております。

それから、ヒアリングの中で言葉が幾つか出ましたが、我々が意図したものとはちょっと違っているということはないんですが、ウェートの置き方が違っているというところがあるのではないかと思うので、若干申し上げたいと思います。

私の理解では、まずフルプランとの関係。これについて若干、きょうも言葉が出ましたが、この「とりまとめ」の中で明示的に、現行のフルプランをやめて、こういう総合的な水資源マネジメントというような考え方に完璧に取ってかわるのかどうかというようなことについては、必ずしもまだ明示的には記載してないということですね。それが1点。

それからもう1つは、水の需給とかこれらの問題は、「それを超える、あるいはそれよりも上位の考え方」——例えば、都市でいえば「まちづくり」というような考え方、あるいは「土地の利用計画」とかそういうアイデア、そういうようなものも、我々がこの「中間とりまとめ」で書いているようなものと非常に大きくかかわるわけですが、あえてこの「とりまとめ」の中ではそこまでは言及してないわけです。土地利用計画をどうするかとか、一つの町全体のまちづくり方をどうするか。つまり、水を非常に使うようなまちづくりをするのか、あるいは水を非常に節水するようなまちづくりをするのかとか、そこまでは言及してないのです。

それからもう1点。この「中間とりまとめ」の中では「国際」にかかわるような問題。例えば、これも今回ちょっと出ましたが、我が国の食糧の自給率、これは特に農水と非常に関係があるのですが、そういうような問題についても、ここではあえて言及していません。同じような意味では、水に関係する我が国のODAのあり方とか、いろいろやるべきこと、言うべきことはあろうかと思いますが、そういう国際的な問題、そういう局面についてもあまり、あるいはあえて言及しなかったのです。

以上。

【虫明部会長】 それでは、後半の3つの代表の方々も含めて、前半の農業関係の土地改良区の3団体含めて、全体を通しての議論をしたいと思いますが、全体を通してご意見、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。個別でももちろん結構なんです。

【飯嶋委員】 この総合水管理計画の位置づけについて、きょうはいろいろ議論がされ

ました。前半の部分で、見沼代用水の坂本様から農水の記述が少ないというお話もございました。私もこの委員会の中でそういう発言をした立場として非常に共感したんですけども。

例えば、渇水調整のときの農業用水と都市用水の削減率が、いつも農業用水のほうが多いんですね。こういう経過から見て、農業用水が削減されて、そのために耕作不能になって収穫が激減したというニュースが、その後、新聞等で報道されればわかりやすいんですが、あまりそういうことを耳にしたことはないし、目にしたこともない。そういうことから、一般の方々からすれば、農業用水はやっぱり都市用水と比べて削減できるんだというふうな理解になっているのではないのでしょうか。

ということは、こういう場でいろいろと、農業用水のほんとうの必要な量はどうか、ここまで削減されるともうことは耕作不能になってしまうんだというような限界というのはどこにあるのかという、本音の議論が通常の場合でなされない限り、その議論はいつまでたっても終わらないのではないかという気がいたします。特に都市用水の場合ですと、何%か削減すると、例えば、わかりやすく噴水をとめましたとかプールをやめましたとか、そういうニュースが非常に広まりますので、すごく影響を受けたような感じがするわけですが、それは一定の我慢の限度の範囲内だと思うんです。で、福岡市さんのほうでは、過去の経験でいくと工場の生産が落ちてしまったとか、通常、そこで生産されるものも関東のほうで生産してもらっているとか、そういう話になるわけですね。工業用水の場合なんかは特にです。ですから、農業用水の場合に、どういう状態になると危険範囲なんだというようなことを、日ごろから発信されたいかがかなと。そういう情報が一般に知れ渡れば、もっともっと公平な議論ができるのではないのでしょうか。

そういった意味で、科学的なデータというのが当然あると思うんですけども、そういうものをあまり目にしたことがないので、ある程度そういう議論を突き詰めていくという、そういう時代ではないのかなと思います。これからは、それぞれの本音を出し合った議論が、一般市民にもわかりやすいような形で発信されることによって、公平性がより確保されていくのではないかな、そんな感じがしております。

そういった意味で、この計画をどういう形でつくっていくかというのは、まだまだこれからの話だとは思いますが、基本的な考え方としてはやはり利水者間、それから環境も同じような形で、限界値というようなものをイメージしながら、市民にきちっと訴えていけるようなデータの公開というのが必要なのではないかと思います。

【虫明部会長】 農業サイドは恐らく非常な苦勞をされて、番水とか勞力をかけて大変なことをやっておられると思うんですが、それが外へ減収という形では出てこなくても、大変な努力をしておられるのは私も伺っているんですが、先ほどから皆さんおっしゃるように、そういうことをちゃんと同じ土俵で議論をして理解ができるようにするというのが、まず総合水マネジメントとしての出発点だと思いますね。

香川用水の鈴木さんです。よろしくお願いします。

【香川用水土地改良区（鈴木）】 確かに三村委員さんがおっしゃられますように、農業側の、いわゆる渇水の事態の際の対応とかその影響とかいうのがあまり知られていないというのは、私たちの責任もあるんですが。

香川県は平成6年に大渇水に陥りまして、おっしゃるように、都市用水への水融通というのを非常に行いました。それは市民の生活への重大な影響を回避するために重点配分ということで、水道用水は減圧給水程度にとどめるように、農水はできるだけ協力するようにと、我々もそういう意識で取り組んでまいったわけでございますが、実際の農業者の感じといいますと、今、委員長さんもおっしゃられましたように、犠牲田を出しました。それから、線香水とか番水とか、いわゆる香川県で香川用水を導水する以前の、昭和20年代、30年代の水のやり方も復活させて最低限の水で生産活動をしてきたわけです。そのことは県内の者は十分わかっておるんですが、いわゆる他県さん、特に都市の方々には非常にわかりにくい。我々もそういうふうな話もしてないし、啓発もしていないという責任はございますが、農業用水はできる限りのことをして、寝ないでも最少の水で水稻を守るといようなことをしていますので、それなりのことを理解していただくように、我々も啓発をする必要があると思います。

それと、先ほどからありますように、この総合水資源会議の中でも、確かに農業用水のことは少ないと思っています。この計画が何を中心にして書かれようとしているのか。総合水管理というわけですから、これは条項の全てを網羅するのが普通だと思うんですが、委員さんのお話をいろいろお聞きしますと、農業用水を使っているのが何か悪いような印象を受けます。農業生産活動は国民の食料供給の基盤、元でございますので、そこらを十分に理解された議論をしていただければありがたいと考えております。

【虫明部会長】 じゃあ、どうぞ。坂本さん。見沼代用水土地改良区さん。

【見沼代用水土地改良区（坂本）】 実際の作物被害ということですけども、それにならないように、とにかく日照りに不作はなしということで、照れば照るほどいい。死ぬ寸

前になれば、子孫を残そうとするのがお米ということで、何とかなれば実が実るというのがお米なわけで、その前に何をやっているかといったら、井戸を掘ったり、それから、先ほど虫明先生がおっしゃられたポンプでかいたり。それでまず犠牲が出るのが、魚が死にました、それから河川の水が減りましたということで、一番弱い者が犠牲になって、とにかく植物はなんとか根を伸ばして、その知恵を知っていると。農業用水にしても、長い歴史の中で、ほんとうに血の争いをしながらなんとか安定した水をとということで、そんなことになっていたかと思います。それから、現実には水が足りないといったときには農業用水は番水して一生懸命やって、あれっ、都市用水は全然減ってなかったなという実態もあります。都市用水を確保するために非常に抑えつけたということもあります。

ほんとうに農業がこれからカウントダウンが始まる——つぶれるということなんですけど、そうしたときに、日本の国土で多い山に管理人がなくなり、今度は田んぼの管理人がなくなったら、ほんと、水資源ってどうなるかなと。もうちょっと真剣に……。今、治水から利水、それに環境が入って、それにまた食料みたいなものがまた入ってくる時代が来るかと思うんですけれども、そんな感じをいたしました。

【虫明部会長】 それじゃ、竹内さん、どうぞ。

【明治用水土地改良区（竹内）】 先ほどから農業用水の節水、渇水の対応のことが話題になっておりますが、私ども矢作川水系においても平成6年は大変な渇水状態でした。65%の節水で上水道の断水はほぼ回避されました。先ほども申し上げましたが、2日通水して4日間断水するという、過去に例のない番水をしました。

ではこの年の作柄はどうだったかということ、確かに100%以上のものを得ております。ただし、品質については、これは保証ができてないです。非常に悪かったということを知っております。その品質が悪かったという情報が、たくさん流れたかということ、流れてないというのが現状です。逆に、私ども矢作川水系では、矢作川はたくさん水があるんじゃないか、あんな100年に1度の渇水でも水はあるんだという逆効果を生んでしまいました。私どものPRが不足だったと思います。これが反省点でございます。いろいろな経験をしながら一つずつやっていかなきゃいけないと考えております。

それから、先ほど愛知県さんから水循環再生基本構想のお話を伺いまして、とてもすばらしい構想だと私どもも評価しております。ここの中に農業用水のことがあまり記述がないじゃないかというご指摘もありましたが、農業用水イコール田んぼでございます。田んぼが二次的自然を創設して環境用水的な役割をして水循環をしております。そこの田んぼ

に水を供給しているのが、農業用水だと思っております。

先ほど、農地の多面的機能を表に出した事業展開は、農水省として如何なものかというご指摘もありました。私は確かに二次的自然の創設や環境面で農地は非常に重要な役割を果たしていると思っております。愛知県さんがここまでしっかり水環境のことを考えていただくのであれば、私どもも農業用水を通じて環境用水の権利も取得して、環境のために何とか役割が果たせたらと考えております。こうした柔軟な水利権処分を行えるように、国から県知事にそういった許可権の移行も考えていただければ、もっとこういう役割が果たせるんじゃないかなと考えております。

なお、先ほど品質の低下ということを申し上げましたが、どのような条件のときに品質が落ちるのかということは、現在、愛知県の農業試験場で調査をしていただいております。今後、高温化という問題が襲ってくるとは思いますけれども、高温対策のための水の確保も必ず必要になるとは思いますので、私どもも協力しながら、そういった調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

【虫明部会長】 ありがとうございます。それでは、榎村委員、どうぞ。

【榎村委員】 かなり出たことかと思えますけれども、先ほど、使わなくなった農業用水路は農家の負担で維持されているという、ほんとうにそうだと思います。そういうふうな光景というのは、都市部周辺、住宅地とかそういうところでみんな見るわけですが、それが農業用水路なのか河川なのか、小河川なのかというのは、普通の一般の人々にはなかなかわからないことなので、その辺のご苦労というのはほんとうによくわかります。それから、長年にわたって水の問題については、農業のほうで営々と水戦争という形でもされてきたのだと私のほうは理解しております。

それで1つは、今、もちろん渇水というのが重要なので、水の融通のところではいろいろと、渇水をどうするかという話が出てきたんですけど、一方で、渇水の話もあるんですけど、一般にちまたで市民のほうで言われておりますのは、先ほど数量的に非常によくわからないというお話の中の一つにあった、農地自体が以前と比べて非常に拡大してきて、さらに今、減少してきてますよね。実際に放棄田もありますし。その、非常に目に見えて減少してきているにもかかわらず、水利権がそのままではないのかとか、渇水以外のときですよ、非常に豊富な水利権をお持ちなので、その水を平常時は何かに使えないのかとか、そういうふうな見方というのは市民の間では随分ございますので、その辺のと

ころを皆さんに、そちらのほうにも非常によく理解してもらうためにも、いろいろな情報をご提供いただいて、いろいろ理解を深めてもらう必要があるんじゃないかなと、一つ、思います。

それから、私はきょうは水源部の、林のほうとか山間部の方がおいでになるのかなと思ったら、一人もおいでにならないので、土地改良区の方と、それから愛知県の方にお聞きしたいと思います。さっき、明治用水——ほかのところでもなさっているかと思いますが、明治用水さんのところで100年計画ですか、水源かん養林育成をされていると。ちょっと私も知らなかったんですけども、農業の分野の方がそうした育林をされているというお話を聞きましたが、県境界を越えると整備ができないというお話もお伺いしました。そこで、農の分野と林の分野、そういうものが具体的にどれぐらいされているのかのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

愛知県のほうは非常に幅広いお取り組みで、私自身、これは構想ですけども、海から山まで全てひっくるめた、これが国で今考えていることのミニ版というか、具体的にされようとなさっていることの、私はこういうことの国版みたいな、もうちょっと広範囲のことをやるべきだと思っております。海のことまではなかなか今の計画には入りづらいところでしょうし、都市計画とかまちづくりにも入りづらいところでもございますけれども、大きなかわりというところでは、愛知県さんのお取り組みというのは非常にモデルになるなと思っております。

愛知県さんのほうでも、14ページに森林の整備プログラムとかございますけれども、これは構想の段階ですけども、今後、具体的にどのような形でかわりをされるのかとか、もしよかったら教えていただければと思います。

【虫明部会長】 どうぞ、お願いします。

【明治用水土地改良区（竹内）】 明治用水土地改良区の竹内です。

まず、水源林の取り組みですが、先ほどから申し上げておりますように、矢作川というのは非常に水量の少ないところでございます。それで先人たちは、山が荒廃すると自流がどんどん減ってってしまうんだということに気づきまして、明治41年、1908年、ちょうど100年前になりますが、矢作川の上流に水源林、要するに山林を買い求めまして山の保全に力を注いできました。それをずっと引き継いでおりまして、現在は525ヘクタールほど山林を所有して森林の管理運営を続けております。愛知県の水循環構想でも非常に評価を受けておりますが、こういうことをしながら、「水を使う者がみずから水をつ

くるべきだ」という構想のもとに、これを受け継いできております。費用につきましては、毎年かかってくるわけですが、今までは農家の負担で全て実施してまいりました。しかし、この受益があるのは農家の方だけではございません。したがって、現在、関係行政のほうにご支援いただきながら、これからもこの山林を守っていこうという努力をしております。

矢作川水系につきましてはほんとうに水が少なくて、水をつくりながら、そして水を守りながら有効利用していこうという機運が非常に高いところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

【虫明部会長】 ありがとうございます。じゃ、愛知県さん。

【愛知県（藤野）】 愛知県のほうから、少し補足をさせていただきます。

明治用水さんがたいへん先駆的な取り組みをされていたということも、私どもの水循環の中の一つの頼りになる部分でございました。水源林というご紹介があったんですけども、近年、森林の手入れ不足、例えば間伐がされてないとかそういった問題もございますので、私どもはモデル事業として、間伐を促進するようなモデル事業に現在取り組んでいるところです。それから、当初申しましたように、いわゆる森林環境税というものを来年度から導入して、それを財源にしまして水源地域の活性化を図るということを考え、予定しております。

以上です。

【虫明部会長】 ありがとうございました。それでは、坂本様。どうぞ。

【見沼代用水土地改良区（坂本）】 槇村先生にはご理解いただきまして、ありがとうございます。

農業用水、豊富かということ、例えば農地がなくなったために水は少なくていいということになって、農業用水合理化事業なんていうことで都市用水に回すということで、私がいたころは12.321なんていう数字を覚えているんですけど、200万人以上の水を、ダムじゃなくて農業用水のほうから転用したりしています。

一番大きいのは東京砂漠といわれたときですね。オリンピックなのに水がないよといったときに、実はあれは見沼代用水がもともと利根川から取って、樋管を通して、横に穴を開けて荒川のほうに送ったということがあります。「おーい、助けてくれ」と言われたら、わかったよということは今までにやっています。

それからまた、確保するためには、農林省のお金も使っていますけど、非常に投資をした上で水を確保していたと。ただの川の水をただで使っているわけではないというわけなんです。困ったときには、何とかしようということで協力して、都市用水と一緒に何とかしていると思います。無理に農業用水に使ったためにのどをからからにした人はいない。稲はからからになっても、夕立一つで元気が出るということがございまして、そういうことで被害とかはあまりないんですけど、融通はしあって共存を考えております。

【虫明部会長】 ありがとうございます。

もう時間も大分過ぎているんですが、お許しいただいてもう少し続けたいと思いますが、古米先生。

【古米委員】 遅れて来たので後半の2つとちょっとぐらいしか聞いておりませんが、質問させていただきます。今回の新しい総合水資源管理のこの考え方の中で、3番目に出ています水の利用を効率化するとかありますけど、量と質の一体的な管理というのも非常重要的観点で、水利用というときは、量も欲しいけれども、それが適した水質なのかどうか。水は利用することによってまた水質が変わっている。それがまた戻ってくる。そういうことを意識した上で水利用していただくと。そのためには、どんなところで水が欲しくて、どんな水質の水が欲しいというものを相互に理解し合うと。じゃあ、対象としている流域の中にどんな水質のものがどこに存在していて、それをどこから持ってきているのかをみんなが知ると、ここはこう工夫したほうが良いというアイデアが出るというところは、非常に期待されていると私は思っているんです。要は、量だけじゃなくて質も考えた上で調整ができるとか、うまく管理ができること。

そういう意味においては、最初のお三方のお話を聞かなかったんですけども、量的な問題に加えて、農業サイドのほうで質的な何か課題があるとか。あるいは、今回の場合、愛知県からの説明は水循環再生なので、汚濁対策というような概念もこの計画の中に入っておりましたけれども、農業分野の方で、量だけではなくて質のことで、何かこういう考え方で工夫をしているとか検討をしていると。そういう意味においては、今回の新しい管理の中で量と質の一体化という概念が出たことによってこんな対策が実施しやすくなるというような、期待があれば、何かいただければと思います。

【虫明部会長】 恐らく矢作川方式は、まさに水質から入ったので重々知っていますが、その話と、矢作方式はまさにほんとうに先進的な水マネジメント、質と量を含んだマネジメントで、最初お話があったので、一応、簡単にポイントだけお願いします。

【**明治用水土地改良区(竹内)**】 パンフレットに公害対策のところに表記がございます。私ども矢作川水系は明治用水を水源としているところですが、背景としては、トヨタ自動車の生産基盤とまったく同じでございます。したがって、高度経済成長期に河川の水質が非常に汚濁しました。水質汚濁防止法摘発第1号はこの矢作川からです。

困りました私どもの先人たち、事務局長を務めておった者ですが、これはこのままでは農業だけではなくて、必ず都市住民にも被害が至るだろうと懸念し、関係する諸団体をまとめまして協議会をつくりました。それが昭和44年のことで、矢作川沿岸水質保全対策協議会というものでございます。現在のこの協議会は矢作川方式という方式をとりまして、法律より厳しい水質基準を設けて、ここで開発行為等をする場合は、必ず協議会に届けて許可を得なければ、行政はそれを受け付けてはいけないという紳士協定を結び、水質汚濁の防止に努めてきております。事務局は現在も私ども明治用水土地改良区の庁舎内にあり、事務局長は私どもの職員が務めております。そういう水との闘いをずっとしてきた改良区でございます。

以上でございます。

【**虫明部会長**】 ありがとうございます。ほんとうにこれを考えるに当たって、矢作川のことをちゃんと勉強しなきゃいかんと私自身も思っています。私は昔から知っていて、何回も伺ったことはあるんですけども。

それで、どうもすみません、後にこの会議室を使う予定があるのだそうです。で、恐らく5時からでしょうから、もう5分ぐらいで終わらせなきゃいけないことになってしまったのですが、ほんとうに貴重で有益なご意見等ありまして、非常に有効な議論ができたと思います。いろいろご指摘があつて、きょうもありましたように、我々の部会は基本的な方向性を提示したというので、これからこれを具体的にどうするかというのはまた次の議論でございまして、そういう意味では、いい議論がきょうはできたと思います。きょうのご議論をできるだけ最終とりまとめに反映していきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の議事は終了いたします。事務局のほうへマイクをお返ししますので、よろしく申し上げます。

【**西川水資源政策課長**】 部会長、どうもありがとうございます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備が出来次第、当省のホームページに掲載いたします。なお、議事録につきましては、その前に各委員、それから本日ご出席の関係主体の皆様にご確認をお願いする予定でございますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもってヒアリングは閉会とさせていただきますが、閉会后、今後の予定についてのご連絡がございますので、引き続き、委員の方々はご着席願えればと思います。関係主体の皆様はご退席いただいて結構でございます。

本日は長時間にわたり熱心にヒアリングに対応していただきましてほんとうにありがとうございました。

— 了 —